

経 済 労 働 委 員 会 記 録  
＜ 第 2 号 ＞

平成25年第6回沖縄県議会（9月定例会）

平成25年10月4日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

## 経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

---

### 開会の日時

年月日 平成25年10月 4 日 金曜日  
開 会 午前10時01分  
散 会 午後 3 時53分

---

### 場 所

第 1 委員会室

---

### 議 題

- 1 乙第 7 号議案 沖縄県文化芸術振興条例
- 2 陳情平成24年第81号、同第113号、同第114号、同第119号、同第123号、同第140号の 2、同第144号、同第146号、同第147号、同第158号、同第161号、同第162号、同第198号、同第206号、第 6 号、第13号、第28号、第30号、第33号、第44号、第47号、第50号の 2、第51号、第53号、第68号、第83号、第104号の 2、第107号、第113号及び第117号の 2
- 3 閉会中継続審査・調査について
- 4 農林水産業について（台湾漁船衝突事故について）（追加議題）
- 5 「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」の審査日程について（追加議題）

---

### 出 席 委 員

委 員 長	上 原	章 君
副 委 員 長	砂 川	利 勝 君
委 員	座喜味	一 幸 君
委 員	翁 長	政 俊 君
委 員	新 垣	哲 司 君

委員 仲村未央さん  
 委員 崎山嗣幸君  
 委員 玉城満君  
 委員 瑞慶覧功君  
 委員 玉城ノブ子さん  
 委員 儀間光秀君  
 委員 喜納昌春君

委員外議員 なし

---

欠席委員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

文化観光スポーツ部長	湧川盛順君
観光振興課長	前原正人君
農林水産部長	山城毅君
流通政策課長	宜野座葵君
森林緑地課長	謝名堂聡君
水産課長	新里勝也君
環境生活部自然保護課班長	多良間一弘君
商工労働部長	小嶺淳君
国際物流推進課長	玉城恒美君

---

○上原章委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第7号議案の条例議案1件、陳情平成24年第81号外29件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日は、説明員として、文化観光スポーツ部長、農林水産部長及び商工労働部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第7号議案沖縄県文化芸術振興条例について審査を行います。  
ただいまの議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。  
湧川盛順文化観光スポーツ部長。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 文化観光スポーツ部関係の議案につきまして、御説明申し上げます。

まず初めに、本日使用する資料といたしましては、議会配付資料であります平成25年第6回沖縄県議会（定例会）議案（その2）及び乙号議案説明資料を使用いたしますので、御確認ください。

乙第7号議案沖縄県文化芸術振興条例について、御説明申し上げます。

沖縄文化の基層であるしまくとぅばやユネスコ無形文化遺産に登録された組踊を初めとする伝統芸能などの継承・発展、文化産業の創出、観光を初めとする幅広い分野との連携など、県内では文化芸術の振興に対するニーズが一層高まっております。

このような中、本県におきましても、文化芸術の振興に当たっての基本理念、県の責務及び県民等の意見の反映の仕組みを明らかにした上で、県民等の参画のもとに、総合的な文化芸術振興施策を推進するため、条例を制定するものであります。

附則に規定してありますとおり、この条例は、公布の日から施行する予定であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○上原章委員長** 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

**○玉城満委員** すばらしい条例だと思います。感想としては、よくできた条例だと思います。ただ、本会議でも少し触れたのですが、第7条の2の、県は、組踊、三線音楽、琉球舞踊その他の伝統芸能と、そのような枠でウチナーの芸能を表現しているのですが、実はウチナー芝居という、ずっと組踊、三線音楽、琉球舞踊を守ってきたウチナー芝居というものが、完全にこの中から消えているかのようなイメージがあるのです。もし真喜志康忠さんとか大宜味小太郎さ

んがこれを見たら涙を流すのではないかという感じがしてしようがないのです。というのは、国から指定されたからとか、そういうものだけがここに出されて、それ以外はその他という扱いということはウチナーの文化らしくないと思っていますのです。今からでもウチナー芝居というものは、まだまだ若い県立芸術大学の卒業生の皆さんが作り始めているということもあって、その他の伝統芸能の中にウチナー芝居が入っているかのようなイメージがあることに関しては、もう少し考えてほしいのです。それと第7条の4ですが、織物、陶器、漆器とありますが、その後に私は楽器を絶対入れてほしい。担当の方にこの質問をしたら何て答えたかといいますと、伝統的工芸品に指定されているものだけをここに挙げると。これもウチナーの文化らしくない。三線のほうが一番大衆に親しみを与えているわけで、そういう楽器をここで落とすこと自体が、優しさが感じられない。楽器というものは三線だけではなく、胡弓、三板、その他今からどんどん世界に発信できるような楽器があるわけです、ウチナーには。そういう観点から、こういうことが落ちているのではないか。第9条の2ですが、文書及び記録というくだりがあるのですが、記録というもののの中にコンテンツは含まれているのですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 コンテンツも含まれております。

○玉城満委員 このようなものは記録ではなくて作品なのです。作品のことを記録とすること自体、少し一幅広くということで、全てがここに入るという意味があるのですが、作品というものは記録という形でとどめないで、コンテンツの域まで持って行ってもらいたいということが私の感想です。

第21条は、劇場、美術館、博物館、図書館とあります。この文章を読んでもくと、公的機関というイメージがすごく漂ってきています。沖縄の文化を育てているライブハウスや民謡クラブなど、そういうものがここに含まれているというにおいがしないのです。要は、大衆に愛された部分を全部ここから外してしまっているというイメージがしてしようがない。権威ある劇場とか美術館とか、そういうところだけを大事にされているというイメージがしてしようがない。沖縄のライブハウスがなければ、これだけの沖縄のポップカルチャーが世に出て行かなかったということがあるので、これがウチナーらしくないという理由なのです。ウチナーカジャがないのではないか、権威というものからこういうものができているような感じがするのです。その辺の見解はどうですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 今御指摘のあったとおりのことで、当初は

私たちもできるだけ広く入れようということで、幾つか列挙していたわけですが、懇話会で議論する中で、何らかの基準が必要だろうと。これを入れるとあれも入れないといけない。いろいろな思いがあって、いろいろと議論しました。その中で条例という制約、それからわかりやすく、ほかからのいろいろな議論を生まないような形でやるべきだという意見がありまして、それで一つの目安として国指定の文化財に指定されているものといったものをつくったところです。ただ、それは条例の中で一つの基準をつくって例示しているだけで、あくまでもここではわかりやすく説明できるようなものを列挙して、施策の中でここに含まれない部分についても当然振興に努めていきたいと考えております。

**○玉城満委員** 審議会の皆さんがどのように議論をしたのか、私はその場がないから一いたら僕は第一にその意見を入れようと思っていたのです。こういう指定されたものとか、権威的なものばかりをここでやれば、あとはその他の芸能で済むということは、本来ウチナーの芸能ではないのです。今までウチナーの芸能というものは大衆というものが非常に一この人たちが頑張ったおかげで組踊が指定されたり琉球舞踊が指定される。そういう背景があるのです。審議会の中で、そういうところを誰も言わなかったのですか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** いろいろな意見は出ましたが、その中で最終的に懇話会の中では何らかの基準が必要だろうということで、そこに落ちついたということです。例えば第7条の第5項ですが、伝統的な行事、食文化その他の伝統的な文化が将来にわたって保存され云々というくだりがありますが、そこも当初は例えばエイサーとかハーリーとか綱引きとか闘牛とかウチナー相撲とか、いろいろなアイデアは出てきたのですが、それを入れるとこれも入れないといけないと、なかなか線引きが難しいということで、それぞれ熱心に取り組まれている、文化に携わっている方々がいらっしゃいますので、そういったことも考慮して、この条文にあるような形で落ちついたということです。

**○玉城満委員** 全体的には文句のない、全部を押さえていると思いますが、しかしいろいろな分野の人たちが、古典的なものだけがここに名前を挙げられているということは非常に大きな問題なのです。ではワッターはあれたちよりシチャルヤンナーという話になってくるわけですが、要するに。そのようなことをするのであれば、ほかの表記があったのではないかと。あらゆる沖縄の伝統芸能ということで片づけたほうが何事も起きないような感じがするのです。今の

言い方だと。私はそれは少し違うのではないかという気がしています。私は余りにも権威的な、そういう指定されたものだけが浮き彫りになって、今までの大衆が粗相にされているとしか理解ができない。その分野の人たちもこれを見たら、その他の芸能の中だよ、ワッターは。ということになるわけです。それはそれで、県の立場としては条例のつくり方というものがあると思うので、これは理にかなっているかもしれないですが、ウチナーの文化をもう少し理解していたらこういう書き方にならなかったのではないかというのが私の意見です。文化の中で多分こういう人たちがかなり優先されてきますよ。条例の中に名前が出ているので。どこにポップカルチャーのにおいがここにあるのかというところも、それも感じないわけです。その他の文学、音楽、美術、演劇、舞踊、メディア、芸術とかあるでしょう。そういう中に全部含まれていると。ではこれとこれはどう違うのかということになったら説明しにくいですよ、ウチナーの芸能を一つ一つ分解したら。これも入れたらこれも入れないといけないという話をしているのではなく、そういうウチナーの根底にある大衆のそういう人たちが今までの伝統芸能を守ってきたのだというものを、この中で表現していただければ一応納得はできるのです。これをどう今後施策の中で生かすかということが課題になるでしょうが、再度この辺は一一応僕は賛成しますが、その辺の気持ちを当局がわかっていないとだめですよということを言いたくて。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 今玉城委員のおっしゃることを、我々もよく理解できます。今のお話があったようなもので、それを我々は決して軽んじているわけではなく、条例の仕組み上そうしたということで、今後誤解のないように、施策の中ではしっかりそこの部分を理解しながら振興に努めていきたいと思っております。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
砂川利勝委員。

**○砂川利勝委員** 推進体制の整備及び財政上の措置、第26条と第27条ですが、どうしているのかを考えているのですか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** そこの部門は、必要な体制の整備に努めるということで、県庁内部やもしくは公益財団法人沖縄県文化振興会等の県の外郭、そういったものについて、今後文化の状況を見ながら社会のニーズに応じ

たような体制をしっかりと講じていくという思いを伝えているところです。

○砂川利勝委員 市町村とどのようなかかわりを持っていくのか、考え方を聞かせてください。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 県の責務というものが第3条に規定されております。その中の第5項で、県は、地域の特性を生かした文化芸術を振興する上で市町村が果たす役割が重要であることに鑑み、市町村が行う文化芸術振興施策の実施に必要な協力及び助言を行うとともに、市町村相互の連携の確保に努めるものとする、ということであつております。

○砂川利勝委員 地域、地域でいろいろな伝統芸能がたくさんあると思うのですが、今コミュニティー助成事業などでいろいろな設備や衣装などを導入しているところもあるのですが、そういう財政的なことも含めて、県も助言とかだけではなく、ある程度は取り組んでほしいと思うのですが、どうでしょう。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 このあたりは市町村、もしくはそれぞれの地域に文化協会等がございますので、そこら辺、もしくは団体等の意見を聞きながら、文化観光スポーツ部の施策事業の中でできる部分、できなければ新しい創出も含めて検討させていただきたいと思つています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 やはり文化芸術ということになると、非常に裾野が広いと思うのです。もちろん奥も深いし。特に沖縄の場合には独特の文化というものがあるわけですので、そういうものを拾い上げていく。玉城満委員からの指摘もあつたのですが、今度の文化芸術振興の中で、そういうところまで拾い上げていく必要があると思うのです、今後の課題として。それと同時に、ソフト事業については、しまくとぅばの問題等いろいろ出ているのですが、ハード面で、例えば首里の御茶屋御殿の復元の問題はどうなるのかとか、いろいろな提言が出ていますよね。そういうものについても具体的に皆さん方がどんどん拾い上げて復元していくということも、今から必要になってくるのではないかと思うのですが、ハード面についてもソフト面と同時に、今後の具体化の中で皆さんとしては考えておられるのかどうか。



**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 例えば御茶屋御殿のことであれば、第9条の文化財等の保存及び活用というところで、県は、有形及び無形の文化財の保存及び活用を図るため、必要な施策を講ずるものとする、がございます。もしくは第10条の景観の形成等で、県は、歴史的または文化的景観を保全し云々というところがあります。この部分については文化観光スポーツ部一知事部局でやる部分、それから教育庁サイドでやる部分がありますので、そこは一緒に連携しながら、できるだけ保存継承に努めていきたいと考えております。

**○玉城ノブ子委員** これから県として、この文化芸術振興条例を実のあるものにしていくための努力というものが求められていくと思うのです。そういう点で、皆さん方はこれを具体化するためのスケジュールといたしますか、今後どのように進めていこうと思っているのか、考え方を聞かせていただけますか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 今回の文化芸術振興条例の特徴的なところとしては、県民の意見を反映させるというところにあると思います。例えば第24条の中で、しっかり文化芸術振興施策について情報を公表して、県民から意見を聞くということと、もう一つは新たに文化芸術振興審議会というものを立ち上げて、毎年度の施策について県民もしくは審議会から意見を聞きながらつくり上げていくということにしております。今おっしゃった部分もいろいろな意見が出てくると思いますので、できるだけそれを施策に反映させる取り組みをやっていききたいと思っております。

**○玉城ノブ子委員** これはとても大事な視点だと思います。より多くの県民の声が、どう文化振興の中で生きてくるのかということは非常に大事だと思います。県民の声を拾い上げていくという作業を、ぜひやっていただきたいと思えます。それと同時に、先ほど言ったように裾野も広いし奥も深いということがありますので、それを推進していくための体制が非常に重要だろうと思うのです。これは文化観光スポーツ部だけではなくて、各課との連携も必要になってくると思うのです。そういう点での県の体制づくりはどうお考えですか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 具体的に県庁内部でどういう体制をつくっていくかというところまで話は進んではないのですが、委員のおっしゃるような形で、施策をつくる側、県サイドもしくは関係団体サイドの審議会以外の部分でも、そういう話し合いをする場、連携する場が必要だと思いますので、

今後そういう話し合いの場もつくっていきたいと思っております。

**○玉城ノブ子委員** これが本当に条例にふさわしい、そしてこの文化芸術振興条例をつくってよかったなと思えるような今後の取り組みにかかってくるのだと思うのです。そういう意味で、この条例を沖縄県全体の県民のものにしていくという努力が必要だろうと。文化芸術振興条例そのものを高めていくのは今後の課題だと思うのです。そういう点で、しっかり沖縄県にふさわしい条例ができたなと言えるような今後の取り組みについての決意をお願いします。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 私たちも今文化行政に勤める中で、文化に対する県民、携わっている方々の文化に対する思いというものが、すごく強くなってきていると思います。それから沖縄振興一括交付金が創設されて事業量がふえてきたということ、それから文化観光スポーツ部でも新しく組織ができたということ等々を踏まえると、文化は単に今までのような形で、県が計画をつくり、やるだけではなくて、条例をつくって理念をしっかりと示す。その中で施策の体系を示し、今後の施策の進め方、手続についてもしっかりと示すことによつて、県民、文化団体にもわかりやすい文化の方向性が見えてくるのかと思っております。そういうことで、今回こういう形でいろいろな方々の声も聞きながら、こういう条例を提案しておりますので、それができたらしっかり施策として進めて、それがしっかり成果が出せるように、県としても全力で頑張っていきたいと思っております。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
崎山嗣幸委員。

**○崎山嗣幸委員** この条例は他県と違う特徴を持っているということが皆さんの提案ですが、沖縄ならではの条例という意味で特徴的なところはありますか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 幾つかあるのですが、1つには他県では芸術を施策の一等目に持つてくる場所があるのですが、沖縄の場合には伝統文化の継承、発展というところを一番トップに持つてきている。その中でもさらにしまくとぅばを第1項に位置づけているというところは、特筆すべきところかと思っております。もう一つ、第11条で芸術家等の養成等ということで、文化芸術等に関するマネジメントを行う者の育成、確保という規定があります。表現はそのとおりにはないのですが。ここは懇話会の方々からも、文

化を進めていく中でマネジメント人材が非常に重要だと。そういう中で、それをしっかり条例の中でうたっているということは評価すべきところだということをお願いしております。それから第18条で、文化の産業化ということをやっています。なかなかそれも他府県ではないところです。いかに文化を観光とかけ合わせながら産業につなげていくかという視点が織り込まれております。もう一つ、先ほども説明しましたが、施策の策定に当たって、県民参加の仕組みを確立したということです。その点が他府県と比べた場合に特徴的なところかと思っております。

○**崎山嗣幸委員** 県民の意見を吸い上げて、文化を産業に転換させて、財政措置も含めてという意味では、そのサイクルが実現できるようにという狙い、目的で提案していると理解してよろしいですか。

○**湧川盛順文化観光スポーツ部長** そのとおりです。

○**崎山嗣幸委員** 先ほども出ましたが、第9条の文化財の保存の件で、必要な施策を講ずるとありますが、指定文化財については多岐にわたって、国や県、市町村、あるいは歴史的な遺構とか遺跡とか御嶽とか、範囲が広がっているのです。この条例の中で言われているような保存をしたり、必要な措置をするということを、この項目だけでやるには無理な感じがするのですが、他の条例とか要項とか、他の関連するものがないと、とてもではないが沖縄のこれまでのいろいろな城や遺跡とか、いろいろな文化財そのものをここだけで守るのは無理があると思います。他の条例との連携はどうなっていますか。

○**湧川盛順文化観光スポーツ部長** 今提案しています沖縄県文化芸術振興条例というものは、どちらかというとも基本条例的な位置づけになります。ほかにも文化に関する条例が幾つかあります。そういった条例の上に立つといいますか、全体を取りまとめるような条例になっています。例えば今の話でいくと、文化財については沖縄県文化財保護条例というものがあります。それから沖縄県文化財保護審査会設置条例というものがあります。私どもの条例の中では1行2行の書き方になっておりますが、それを具体的に進めていく中でそういう個別の条例がありますので、そこと連携しながら取り組んでいくという形になります。

○**崎山嗣幸委員** 先ほど言いました特徴といいますか、他県にない条例をつく

っているということで、財政上の措置も含めて、産業の転換も含めて、そこまでうたっているという意味では、今言った個別の文化財保護条例とか、その他の項目とか、すき間がないように連携しないとうまくいかないのではないかと思います。文化財を何とも思わなくて、そのまま邪魔だからということで強制的に撤去するトラブルが起こったり、現在ある文化遺跡等も含めて破壊されたりすることが日常で起こっていますね。ここはせっかく条例をつくるわけですから、他の条例との関連で実効性があるようなことをやらないと、この項目を見る限りにおいては全般的なものでしょう。あらゆる文化財といいますか、そこを守ってくれるのかと思うと、これだけでは無理があると思うのです。何らかの形で起こっているいろいろな遺跡、歴史的な文化財等を保存することについては他の条例との連携をとると言っていますが、どちらも抜けていたら困るのです。最近も訴えがありました。琉球王朝時代の月代宮の管理はどこがしているのかとなって、市役所かと言ったら、観光地としての問題とか、あるいは文化財の問題とか、トイレがあって、このトイレが従来のくみ取り式ということがあったり、苦情を受けているわけです。そこはどこが管理するのかが不明になっているのです。そこら辺の問題とかが、この条例で保存されたり整備するということについて一何十年も放置されているわけです。このような措置は、皆さんにこの条例の中で訴えがあったときにはどうしますか。関連する所管の条例等と連携をとるといふことの具体的なことで。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 先ほど玉城委員からも県庁内部での連携の方法ということがありました。文化観光スポーツ部が今後施策をつくり一施策という場合には文化全般にわたる施策になりますので、施策をつくり、それを審議会もしくは県民に諮っていくということになります。その前には県の関係するところといろいろ話し合いをしながら施策をつくっていくという作業になると思いますので、そういう場でしっかり審議会に出たことを伝える、もしくは県民から出た声を伝えながら、それを施策に反映する仕組みをうまくつくっていきたいと思っております。

**○崎山嗣幸委員** いずれにしても、最初に特徴は何かと聞いたのは、他の条例もあるかもしれないが、この条例そのものが財政措置も含めて実効あらしめるための提起をしているから、従来抜けているところについて、文化財の保存について言っているわけですから、ここが他の条例で抜けていることについて、皆さんがしっかりここで歯どめをかけないと意味がないのではないかとはいいたいわけです。他の部署との関連があるのでしたら、皆さんが責任を持って所管

課と調整するなりやらないと、ただ3行で書いてありますと皆さんは言うのですが、自分たちの責任ではありませんと、文化財保護条例ですとお互いに逃げ合ったら、私が言った例のように破壊されたりすることは従来起こっていることですから、そういった関連も含めて、抜け落ちているわけです、他の条例では。そしたら皆さんで保護して救わないと、新しくつくる条例なのだから、これは責任を持って実効あらしめることを、他の条例もあるから他の部署との連携をしっかりとやらないと、3行だけではとてもではないですが皆さんが文化財を保存するということについては余り期待できないような感じもします。そこについて、自信を持って、責任を持ってやれることを、規則なりその他の条項の中で示したほうがいいと思うのですが、いかがですか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 今、文化芸術振興条例そのものを所管するのが文化観光スポーツ部になりますので、文化観光スポーツ部で審議会も全部管轄することになりますので、その施策の立案、PDCAもうまくいくように取りまとめる必要があります。そういったことで、それがうまくいくような内部の体制といいますか、連絡会議といったものはしっかりとつくっていきたいと思っております。

**○崎山嗣幸委員** ぜひそういう方向で頑張ってもらいたいと思います。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

喜納昌春委員。

**○喜納昌春委員** 本当にすばらしいものができたのかなという思いと、ある意味では保護条例だけではなくて、振興というものがついたということが特徴なのかと思っておりますが、こういう条例は各都道府県で持っているのでしょうか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 現在、26都道府県で文化に関する条例が制定されております。

**○喜納昌春委員** 文化については僕らも享受するほうで、育成とか保護しないといけないという概念は余りなかったです。子供とか、学生時代とかはあるがまま。しかも県が手を入れなくても勃興しているわけですから、あるやつが逆にそのままだったら潰れる時代、言葉を含めてそうだから。私は小学校時代に

奇異に思っていたのは、芝居とかあの辺の見学はなかったです。映画見学はありました。とりわけ不思議だと思ったのは、人形浄瑠璃です。小学校三、四年ぐらいに見せられました。人間が入って、沖縄の方だと思いますが、ああいったものを見せられて、これが文化だということです。そういう時代だから、逆に芝居というものは学校で見せられたことはない。もちろん学校が見せなくても、あのころは親が、おばあとかおじいさんが連れて行って、土日になったら家族ぐるみで、しかも小さな劇場がたくさんあって持ち回っていた時代です。県が手を入れなくても勃興してあったわけです。芝居というものは、ある意味でまさに産業で、芝居を打ちながら生活している皆さんがいて、そういう時代もあって、逆にそういったものが廃れて消えていくという時代もあるので。そういう意味では時代が求めたことなのかと思うのですが、逆に心配なのは、文化とか芸術について、県や国が手を入れたら権威主義になってしまって、民衆からの部分が逆に育たなくなりつつ、要するにチューバー、ヨーバーができてしまって、そういう意味では、そういう懸念は常にある。私はとりわけ第25条で審議会というものがあって、15名となっていて、この辺の審議会というものが、普通に立ち上げたつもりかもしれないですが、審議会のメンバーにどの部分から、例えば古典音楽にしても舞踊にしても空手にしても、本当に沖縄は自慢できるほどに裾野が広いです。その分どこから出すかという意味であつれきといえますか、あると思います。そういう意味では、民衆が立ち上げてくる文化、芸術というものを—これは肥やしを入れなくても土壌的に育たないと本物ではないから、この辺の審議会の運営のあり方については極めて懐の深いといえますか、他の例も見ながら硬直したものにならずに、審議会の役割というものは数が打たれているものだから、裾野が広いわりには数がどうなのかということがあるものですから、準備会の段階で、どういった運営があったのか聞かせてもらえますか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 数については特に懇話会の中で意見はなかったようですが、他の審議会等の人数を参考にしながら15名以内という人数をつくったようです。

○喜納昌春委員 とりわけ今まで論議もあったように、芸術文化というものは、沖縄の場合は他府県とも違って多岐にわたると見ているのです。他の審議会が大体15名だからかもしれないですが、逆にこの条例ができていくと、例えば人間国宝でもそうですが、いろいろな指定とかという場合でも、答申する場合に相当重さが出てくると思うのです。この条例を踏まえて。そういう意味では、

この辺はしっかりと部会あたりもできてこないといけないのかという一私も余り専門ではないので、むしろいろいろな意味で部会とかあるものを持っているから、この辺のことまで考えていかないと、いろいろな声を拾いきれない懸念も出てこないかということもあるものですから、今そういう質疑をしているのです。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 確かに沖縄の文化は裾野が広いので、その15名の中でまとめられるかどうか、非常に不透明なところはあるのですが、まずは15名という組織で、バランスのとれた形で組成をして運営をしてみて、その中でいろいろと課題が出てくれば、またそれに対応する形で今後検討していきたいと思っております。

**○喜納昌春委員** 満を持してできた、関係者の皆さんから期待も大きい条例だと思います。玉城委員から懸念がたくさんありましたから、運営する段階で、民衆、下から立ち上げる文化とか芸術が、権威主義にならずに、むしろ僕から言うと例えば村アシビとかたくさんあったらしいです。あったけれども潰れた。しかし今は見事に立ち上がりつつあります。そういったものが活発に出るような、権威主義になったら逆に出不くいです。そういう意味で私は日本の歌舞伎というものは、伝統もあるかもしれないですが家族でやるということだから、国としていかなものかなと思いつつも見ているのですが、そういう意味ではウチナーのものはどういう演目でも何でも、誰がもできる。これは誰のものとかがないものだから、そういう意味では逆にいろいろな組踊文化でも村々にあるということ。これが勃興するような条例になってほしいなど、それにつながるような期待感を持っているものですから、ぜひ運用する面で、そういう意味での配慮をしながらやっていただきたいという要望を申し上げて私は終わります。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
儀間光秀委員。

**○儀間光秀委員** 第12条に学校現場における文化芸術活動の充実を図るとあるのですが、我々世代もそうですが、文化とか沖縄の芸術に対して、手薄になっている部分があると思うのです。それは学校教育の中でも受けていませんし、そういった時代に入っていきに当たり、この条例ができるということは大変価値があると思います。その中で、学校教育現場、例えば県立芸術大学や南風原

高等学校にも特化した一八重山にもありますよね。その辺も含めて、まだそれでも充実していないと思うのですが、今後この条例を策定するに当たり教育委員会との絡みも出てくるのですが、どういう方向性を持っているのか、お聞かせください。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 教育委員会としてそれなりの文化を振興するための取り組みをしていると思いますが、知事部局としては企画提案型の事業とかで、学校に本物の芸能を見せるような、巡回するような取り組みを支援する等いろいろやっておりますので、教育委員会のできる分野、知事部局のできる分野、その辺を一緒に組み合わせながら、できるだけ学校現場でも伝統文化が広がるような仕組みをつくり上げていきたいと思っています。懇話会の中でもいろいろと意見が出まして、もっと教育現場に文化を普及させるための記述を強化して書いたらどうかという意見もあったのですが、やはり学校は学校として尊重すべきだということで、いろいろなバランスの中でこういった表記になっておりますので、それは今後進める中で、教育委員会と文化観光スポーツ部で連携しながら取り組んでいきたいと思っています。

**○儀間光秀委員** 今、喜納委員からもお話があったのですが、私もルーツは伊是名島なのですが、時期が来たら集落集落で村芝居があるのです。それは高齢化していった担い手が少なくなってきたという中で、ヤンバル方面とかも、恐らく県内で何百とあると思うのですが、その辺の側面的な支援等はどのように考えていますか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 確かに沖縄の文化は非常に裾野が広くて、今でも何々が復活したとか復元したとか、いろいろなことが地域で行われておりますし、子供たちがそれを演じたり、いろいろな新たな動きが出てきております。私たちが先ほどあったように、国に指定されたところだけを支援するわけではなく、できるだけ地域に広がるさまざまな文化を支援する仕組み—なかなか直接的に支援するというところは難しいところがあるのですが、例えば運営費用を補助することは難しいのですが、公益財団法人沖縄県文化振興会、地域の文化協会等とも連携しながら、可能な範囲でいろいろな施策をつくり上げていきたいと思っています。

**○儀間光秀委員** 浦添市では獅子舞や棒術などがそういったものに入りますが、今おっしゃったように地域の文化協会とかとタイアップ、連携して、



この条例がいいもの一あとは中身を詰めるだけだと思いますので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲村未央委員。

○仲村未央委員 このたびの条例ですが、文化、芸術を含めて振興していく上での基本条例と位置づけられる条例であると理解してよろしいですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 そのような位置づけで理解してよろしいと思います。

○仲村未央委員 例えば第7条にしまくとぅばの日に関する条例等が位置づけられるように、推進体制の根っこにある理念を明確にした上で個々の施策、先ほどからる文化観光スポーツ部長がおっしゃるような文化財であれ芸術であれ景観であれ産業であれ、あるいは教育まで含めて、総合的なベースになるということの理解はするのですが、今回条例の制定に当たる前段といいますか、国が平成13年度に文化芸術振興基本法というものを策定して、今日の時間に至るまで、これだけ沖縄県は文化の多様性や特徴を持っていながら、基本条例ができるまでに非常に時間がかかったなという印象を正直持つわけです。この間基本条例がなかったことによって、推進体制、施策の一体性といいますか、総合的な取り組みの中で何らかの支障があったのか、あるいはそれぞれ個別には皆さん頑張っていらっしゃるということはわかっているのですが、今回改めてできることによって、より推進体制として何が明確になり、何が県民にとって、この条例があるということがよくなるのかというところを御説明できますか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 まず今まで取り組んできたこととといいますか、経緯を説明しますと、まず平成5年に文化振興指針というものをつくっております。その後、平成13年に国で文化芸術振興基本法が制定されます。制定されて、県でそれも踏まえながら、平成17年には文化振興指針というものを再度リニューアルする形で作り上げていきまして、その中にももちろん体系が入っておりますので、それに基づきながら文化の施策を進めてきたところなんです。そういう中で、平成17年以降、文化に対する関心が非常に高まってきていることや、文化観光スポーツ部の新しい体制ができる、もしくは沖縄振興一括交付金という形で新しい事業の展開がふえてきた。それから文化団体からも条例を

つくっていただきたいという声がありましたし、全国的にも、文化振興基本法ができて、先ほど26都道府県ができていたと言いましたが、平成20年以降に9県がつくっているのです。ここ最近でぐぐっと進んできたということがありますので、私たちも施策を進める中で、今の文化振興指針があるのですが、条例という1つ上のランクでしっかり文化に対する思い、理念、県の役割や施策の体系、施策をつくるための体制といったものをしっかり示していくことがより重要だろうという考えで、この条例を制定したところです。

○仲村未央委員 文化は特に他県と比較するものでもないし、県内においても地域によって、どこの何がいいとか悪いということではないと思うので、非常に早かった、遅かった、いろいろあるかもしれませんが、ただ一方で、基本条例であればこそ、前文が一つの特徴とも見えますが、前文に込めた思いといたしますか、そこは相当議論があったのではないかと思います。それをお聞かせください。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 今御指摘があるように、前文はいろいろな意見が出ました。当初は長い文章で書いたりもしたのですが、懇話会の委員の方々からも、前文は大事だと。そこにわかりやすい言葉で明確に今の文化の位置づけを表現すべきだということで、何回も表記を直したりかえたりしながら、今の前文に落ちついたところです。私たちとしては、文化に対する沖縄での位置づけであったり思いというものが、今の前文によくあらわれていると思っています。

○仲村未央委員 具体的におっしゃらないので、もちろん読めばわかるのですが、前文の中で文化に対する歴史的な、万国津梁とかそういう言葉も使っているからなので、こういったことをベースにしながら、本来であれば推進体制というものはこういった基本条例があって、基本的な理念があって推進体制は後に来るもの、予算も基本があって予算化ということが基本だと思うのです。ただ、今おっしゃるように文化観光スポーツ部ができた後に条例ができるということになってはいるのですよね。そういう意味では、今回の基本条例と皆さんの推進体制—県庁における推進体制というものはかみ合っているのか。推進体制として基本条例にのっとして総合的な施策を動かそうとするときの体制は、今の文化観光スポーツ部は対応できていると考えますか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 今までは文化芸術振興条例というものがも

ちろんありませんので、文化観光スポーツ部で文化を全部束ねて施策を県民に示し、そして審議会に諮っていくということですので、そこに諮るためには庁内でしっかりした連携の体制をつくらないと、そこに提案できませんので、その部分は今以上に横の連携をしっかりするような体制をつくり上げていきたいと思えます。

○仲村未央委員 それから一つ気になるのは、この中で文化芸術に関する教育の充実—第12条とか、研究機関のことも機能強化として第20条にあったり、人材の育成—第11条の芸術家等の養成等を含めて、人材や振興のもととなる教育や研究にかかわる条項も結構出てくるのですが、皆さんの推進体制の中で、県立芸術大学は推進体制の一翼をどのように担うのか、その位置づけがここに明記されてもよかったのではないかと。つまり直接県の施策として、財政を投じて一体性を持って推進体制をとっているのであれば、直接の機関が文化芸術振興の中でどのような役割を担う機関なのだということを、基本条例であればこそ、その位置づけを明確にすべきではなかったのかと感ずるのですが、そこにあえて触れなかったのか、その議論の経過はありますか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 県立芸術大学の件ですが、確かに具体的に県立芸術大学という名称は出ておりませんが、その部分は第6条の教育研究機関の役割の中で立てているわけです。条例の性格上、個別の名称を出す云々ということは難しいところがあって、そこには名称としては入れていないところでは。

○仲村未央委員 個別の名称という位置づけに県立芸術大学も含めて置くべきかどうかというそもそもの議論なのです。つまり皆さんの推進体制の中で、それはどのような使命を負って、役割を担って総合的な体系の中で県立芸術大学があるのだということが明確なのかどうかということが1つです、前提として。今回、基本条例を策定するに当たっても、それは実現を図る主体として、県がどのように位置づけているかということ、もう一度整理すべき課題もあったのではないかと感ずるのです。そこはどうですか。つまり他の機関と横並びで一般的な教育の話をしているのではなく、直接的に県立芸術大学を運営しているのは県ですから、その推進体制の一翼としての存在意義とか役割、使命というものはどのように条文から読み取れるのか。そこは整理があったはずなのです。なければならなかったと思うのです。議論があったならあったで、その答弁をいただきたいと思えます。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 県立芸術大学を懇話会の中で取り上げて、そこでどういう位置づけをするか云々については、特に話し合いはしておりません。全般的な話で進めてきたところではございます。ですが、県立芸術大学については当然文化観光スポーツ部の出先機関でもありますので、別途その県とのかかわり、役割等について、直接は記載しておりませんが、別途の形で進めていくということを考えているところです。

○仲村未央委員 議論がなかったということであれば、残念な感じもするのですが、ぜひそこは推進体制の中でどのような役割を担っていくのかということ、あるいは今の体制がそのことを受け皿として十分に機能できるような状況にあるのか、そこで育つ人材を県はどのように文化振興の中で生かしていこうとするのか、ここは理念にのっとって、もう一度洗い直し、強化等が必要ではないかと感じますので、そこはぜひとも議論を引き続き、県民を含めて一緒にやっていただきたいと思います。

それからもう一つ、第27条の財政上の措置ですが、一般論として財政上の措置はもちろん条例があればそれを書くのだらうと思いますが、実際に文化振興にかかわる予算というものは、県全体の中でどれぐらいの割合を占めているのでしょうか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 平成25年度の県の文化関連予算ですが、39億6500万円です。県全体の予算額が6988億2500万円ですので、その割合で見ますと0.57%を占めているということです。

○仲村未央委員 文化というものは何も県の役割だけではなく、行政がおろすばかりではないと思いますので、それが多いか少ないとかということは、私も基準はわかりませんが、基本条例を置かれてこれからの総合的な体系をつくっていく取り組みの中で、そこは所管として多いと思っているのか少ないと思っているのか、何か感想はありますか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 多いとか少ないということはなかなか難しいところではあるのですが、必要な事業についてはできるだけ予算を確保してやっているところではございます。私たちの課題といいますか、今後の展望といいますか、文化に関する安定的な予算の確保ということができれば思っているところです。文化に関してはいろいろなニーズがありますので、なかなか

県の予算であったり国の予算で十分対応できない部分も一単年度主義の予算であるとか、そういった対応できないところもありますので、できるだけ将来安定的な文化の予算が確保できる仕組みがつくれればと思っていますところ。ただ、何ができる、どうできるという具体的な施策を持っているわけではないのですが、将来的にそういうことができればと思っています。

**○仲村未央委員** 今の意見には賛成です。戦後の復興を支えたのも文化の力はすごく大きかったということ、私たちが体験として受け継いでいる状況がありますので、厳しい時代に一定の予算の確保というものを、どう安定的に図っていくかということは皆さんの役割どころだと思いますので、頑張ってくださいと思います。

それから最後に、旧暦に沿った文化の行事というものは、かなり県民の中に浸透していますね。それは私たちがビジネスで使うカレンダーと、実際の生活のレベルで生きているカレンダーというものは、誰に言われるでもなく、旧暦に従って行事が行われるということも非常に大事な継承していく、意識して残していかなければいけないという感じもします。今回の伝統や地域の習慣とか、風土とかということも出てきますが、この中で特に県外とは違った時期にお盆が来たりとか、そういうこともあるので、こういったことを、例えば第2条第6項の中で、風土及び歴史によって培われた云々と、それが将来にわたり継承されるよう考慮されなければならないということが、全国ベースでもすれば大事にされなくなるような危機にさらされる場合があると思うのです。全国と合わない。そのときになぜ休むのかということが批判されかねないことあるかと思うのです。そういうところを意識して、私たちの生活と、地域で受け継がれてきている旧暦のような仕組みというものも残していくためには、考慮するということの範疇でいつも意識していかなければいけないのかという感じがします。ぜひその所見があれば伺って以上とします。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** なかなか答えにくいものですが、例えば私の親を見ても、カレンダーは旧暦が入っていないと一旧暦が入っていないカレンダーは外に置いて、旧暦のあるカレンダーを日々見ながら行事等をチェックしている状況です。私の親の世代は旧暦を大事にしながら行事を進めているわけですが、その次の世代がいかに旧暦、今の伝統を引き継いで旧暦に基づいた行事に取り組んでいくかということにかかっていると思います。そういう中で、文化芸術振興条例の中でしっかり今の伝統文化、もしくは行事等をしっかり引き継ぐ中で、そういった旧暦が大事にされるような環境が整っていくと思って

いるところですよ。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の陳情平成24年第81号外6件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

湧川盛順文化観光スポーツ部長。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

まず初めに、委員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料という資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、継続陳情が6件、新規陳情が1件となっております。

継続陳情につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略し、新規陳情1件を御説明申し上げます。

10ページをごらんください。

陳情第83号国際通りかいわいにおける貸し切りバス送迎諸問題の解決に関する陳情。

陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

現在、国際通り周辺は大型バスの乗降場所が限られていることから、団体観光客が集中する時間帯に乗降場所付近に観光バスが多く待機し、渋滞が発生することが課題となっております。

県はことし7月に沖縄県バス協会から国際通り関係者や旅行事業者等との協議の場を設けるよう要請を受け、県や関係者で構成する沖縄県修学旅行推進協議会で協議を行っております。

その協議を経て、沖縄県バス協会が駐停車時間の短縮等、当面の対応策を提案しており、現在、旅行事業者等関係者で検討が行われております。

県としましては、当該課題の解決に向けて、関係者が連携を図るよう引き続き対応していきたいと考えております。

以上が文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 陳情第28号しまくとうば継承復興事業について、この前しまくとうばの大会に行って、このパンフレットもいただきました。本会議でもやって、文化観光スポーツ部長はいろいろな地域の言葉、表現があると言いますが、真ん中にしっかり、首里、那覇の言葉ですと書いてあるのです。スイ、ナーファンチュにこれを見せたら、僕が添削しただけでも10カ所ぐらいあるわけです。これは第1発目なのです。最初の、これからしまくとうばをやろうといったときに、こういう表現が——一番顕著なものが、どちらさまでしょうかというものが、ウンジョーマーヤミシェーガ。これはどこですか、ですよ。ウンジョーマーヌターヤミシェーガだったらわかるのですが、こんな初歩的な、これはチェックされていない。10カ所ぐらいあるのですよ。乾杯というものは造語であるということをしっかり書かないと、カーリーというものはかりゆしなのです。かりゆしとって、航海安全を祈願するのがカーリーなのであって、余り乾杯には一はやりとしてはいいと思っています。そういう細かいことは言いたくないのですが、要は、これを出すときに簡単に、こんな表現をするんじゃない、そうかもしれないねとやった程度の編集になっているということに問題があると言っているのです。今からスタートしようとするときに、しょっぱなからこういうことをやったら、しまくとうばは今後、いろいろな人たちからたくさん陳情が来ます。例のしまくとうばの大会以降に何人かの方から電話があったのですが、「美ぎ島美しゃ」の「美ぎ」という字は、美しいでいいと思っています。月ぬ美しゃという歌がありますから、月ぬ美しゃで、あれは美しいでいいのです。「美らさん」、「美ら島」という言葉で、美という言葉が使われています。

文化観光スポーツ部長、あの表現でいいと思いますか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 何とも言えないのですが。

○玉城満委員 実は清らかなのです。「美らさん」というものは清らさんなのです。ウチナンチュがチュラサンヤーと言うのは、チムから、内面から出てくるチュラサッサーヤーというものが、表向きの美しいという意味ではないわけです。実際、しまくとうばにかかわっている専門家の人たちが一番指摘することが、この美なのです。美らさんというものが今、沖縄美ら海水族館も美になっているでしょう。沖縄21世紀ビジョンの中にも「美ら島」という表現で、美になっているのです。もしやるのであったらひらがなで、括弧して清いという表現にしたほうが、文句を言う人が少なくなるのではないかと。NHKの「ちゅらさん」も美になってしまったものだから、本当は清らかなのです。ですから、「美らさん」という表現をまず第一歩に統一していこうと。「美ぎ島美しゅ」はいいですよ。そこに清らということは余り似つかわしくないから表現としてはいいと思いますが、この辺は基本的な表記で、少しこれはおかしいと指摘する人が、これからどんどんふえますよ。なぜかというと、しまくとうばを今後ウチナンチュに教育し、発展させていこうとするわけですから、しっかりとそばには沖縄語、クンジャン語、八重山語、ドゥナンの言葉、宮古フツ、こういう専門家を皆さんのそばに置いておかないと、いろいろなところでこれから苦情の電話が殺到しますから。これだけは本当に要望したいと思います。文化観光スポーツ部長、どう思いますか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 このしまくとうば県民運動のパンフレットをつくるときに、ここの会話のところは、専門委員会中にしまくとうばの有識者がいらっしゃいまして、そこに諮ったところではあります。諮ったところではありますが、その中でも今ありましたように、マーヤミシェーガというものは、通常私たちが使うときにはターヤミシェーガ、ターヤガとか、そういう言葉を使うのですが、その中でも議論になったそうなのです。マーのほうが丁寧語だということでこれに落ちついたということです。ただ、今思うと、県民運動を推進するためにつくった委員会というものは、有識者等で、必ずしもしまくとうばの言葉自体の専門家でもない、そこに限定した方でもないもので、今後我々でしまくとうばのマニュアルをつくったり、学校の読本をつくったりしますので、その部分については今のような御指摘がないように、できるだけしまくとうばの言葉についての専門家の委員会をつくって、その中で議論するよ



うな仕組みをつくっていきたいと思います。それからもう一つ、読本をつくる  
ときに今考えていることは、例えば那覇のモデルとしての読本をつくって、那  
覇だけではヤンバルの読本はつくれませんので、それぞれの一例例えばヤンバル  
にはヤンバルのチームをつくり、宮古には宮古のチームをつくって、それぞ  
れの地域でつくって、この言葉を置きかえていただくと。そこに専門のチームを  
つくって、それぞれの地域の読本マニュアルをつくっていただくということ  
を考えているところです。

○玉城満委員 それをやった上で、また電話がかかってきたらどうしますか。  
これは、どういう人たちをその中に入れるかということは非常に大事で、言葉  
というものは変わってきているのです。かつて大宜見小太郎さんが南米で公演  
をしたときに、大宜見小太郎といたらしまくとうばの専門家ですよ。南米  
の人が何と言ったかという、ウンジュガムノーイフェーチガトイビンドーと  
言われたそうなのです。こちらはヤマトグチが入っているわけです。時代とと  
もにヤマトグチがどんどん入って行って、これまでしまくとうばの範疇にいっ  
ているわけです。ところが、南米に行った人は100年前のしまくとうばしか残  
っていないものだから、全然そこに日本語が介入していないものだから、100  
年前のウチナーグチが残っているのです、そういうこともあるわけです。この  
人はウチナーグチが上手だからという人を連れてきて、そういう担当にさせる  
と、こういうケースが生まれます。だからいろいろなジャンルの人たちを入れ  
ないと、歴史の関係者も入れて、しまくとうばの関係者も入れて、芝居の関  
係者も入れて、オジーオーバーから代表を入れて一昔アンチサンドーという  
ような人たちを入れて、選考委員といいますか、そういう専門委員の人たちは  
選択を間違えると絶対また電話かかってきますから、しまくとうばは元年で  
から、この辺はしっかりやっていただきたいと思います。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 御指摘ありがとうございます。できるだけ  
そういう指摘がないといいますか、どうしても出てくるかもしれませんが、指  
摘ができるだけ少なくなるような人選を重視しながら、しまくとうば元年で今  
せっかく盛り上がっていますので、地域、県民の方々にもしっかり評価される  
ような取り組みをしていきたいと思いますので、引き続き御支援よろしくお願  
いいたします。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
喜納昌春委員。

○喜納昌春委員 新規陳情のバスの乗降についてですが、バス業者と通り会と皆さんで協議して、通り会を含めて、バス会社も納得したのですか。話し合いは妥協点があって終わったのですか。物別れだったのですか。

○前原正人観光振興課長 一般社団法人沖縄県バス協会―バス協会と通り会と那覇市、県が入り、8月から数回にわたって話し合いをしました。その中で、例えば修学旅行生を集めてからバスを呼ぶという運用で短縮をしたいとか、あるいは帰りはモノレールを活用するとか、幾つかの方法が出されました。ただ、抜本的な方法、これでいこうというところまでは残念ながら至っていません。まずはバス会社からの提案で、現実的な方法として、旅行社にも協力していただいて、学生が集まってからバスを呼ぶということで、バス協会から要請文が各旅行社等に出ているところです。

○喜納昌春委員 その話し合いの結果が今反映されつつあるのかと思って、ちょうど修学旅行生の皆さんは並んでバスを待っていますね。いずれにしても、一般質問や代表質問でも、警察は真面目に仕事をしないでくれというようなことを言わざるを得ないような、真面目に仕事をしていたらどんどん取り締まる格好にしかならないものですから、しかも苦情は周辺住民からあるのでしょうか、恐らく。業者からはないですよ。ただ、実際に観光者は月ごとの単位でいうと、記録的なぐらい、おかげさまで伸びているわけですから、きょうも見たら、高校生などは8時ぐらいからお土産の買い物をしていますね。国際通りを通っているのです。だから最後はこの辺でしょう、合流地点。そういう意味では、観光立県の沖縄がこれだけ集客して、せっかくいい結果が出て、しかもバス会社もいろいろな問題がある中でもきちんと運営しているわけですから、流れに沿ってきちんとそういうニーズに応えられるように、最終的には乗降する場所をどう再整備して、再開発をする段階でもその辺が念頭になかったのかと、ある意味では御当地の那覇市と県がうまくやっていなかったのかということが非常に残念です。旭橋の再開発があるわけですから、この辺は答弁にもありましたが、ぜひバスの乗降については一かつては実現しなかったが、市外線バスは国際通りに入れなくておこうかという話もありましたね。そうはならないので、逆にウチナーンチュが那覇に来るときに牧志とかあの辺でおりられないであの辺でおろされてということになるものですから、相変わらずの格好で入ってきていますね。そういう意味では、テンポを速めて整備を、バス会社のためにも企業者のためにもやっていただきたいと思いますが、どうでしょう。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 私たちとしても観光客、特に修学旅行を中心に、海外の方もそうですが、国際通りは一つの観光名所でもあるわけです。ショッピングをする場所でもありますし、食事をする場所でもある。私たちは観光を進める中で、消費額が今落ちている状況で、できるだけ消費額を高めていくという政策も持っておりますので、今国際通りに訪れている観光客をいかに大事にし、満足させるかということ是非常に重要だと思っております。そういうことで話し合いの場も設置してきましたが、抜本的な対策は場所を確保することですが、なかなかそこがうまくいかないのが現状です。いろいろと周辺を当たってみましたが、なかなかいい場所がないわけです。本会議でもある議員から民間のスペースがあるということがありましたが、そこも再開発のときに当たったようですが、やはり提供することは厳しいという状況があり、今抜本的な解決をすることは難しいのですが、運用の部分では今提示されているような形で何とかなるかと。特に那覇市が積極的に動いて、那覇市ぶんかテンプス館の隣に新しい道路ができているのですが、あちらは市道のような感じです。そこにバスの乗りおりをする場所を確保できないか等、今具体的に調整を進めているところです。できるだけ県議会の前やさいおんスクエアの前だけではなく、ほかにも幾つか場所を分散させて、さらに運用の中で、きちんとお客様が集まってからバスに来ていただくような運用を徹底していくことが当面は大事かと思っておりますので、そのあたりはバス協会、旅行関係業者、那覇市や商店街の方とも一緒に話し合いをしながら、みんなが納得する形で進められるように取り組んでいきたいと思っております。

○喜納昌春委員 那覇バスターミナルは実際、空間は相当ありますね。だから僕はあれをつくるときになぜ立体にしなかったと、非常に残念でならないわけです。再開発するときに、もとのまま構えているわけです。一番いいところなのに。ヤマトの場合だったら観光バスを含めて立体が多いですね。ウチナーはもとのまま整備しているのです、あの面だけ。あれこそ2階か3階ぐらいにして人が集まるようにできるのではないかと見ているのですが。あの辺が一番いいところだし、むしろ金をかけてでも、バス会社のものだから、発想的には今からでも遅くないと思っているのですが、どうですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 私たちも全く同じ発想で、再開発の場所をうまく使えないかと思っていたところです。その件も会議の中で話を出しているところです。今の状況では、おっしゃるように1階しか、フロアの部分しか

確保されていないということで、今の路線バスのスペースだけで足りないぐらいの状況で、なかなかその部分まで理解していただけないのですが、引き続きそういうことが可能かどうか、相談してみたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 今回の新規陳情について、前定例会のときにも強く解決を図るようにと申し上げたのですが、この陳情処理方針を見ていてよくわからないのは、バス協会から要請を受けて県は対応しているという表現になっていますね。まず前提として聞きたいのは、このバスの安全な駐停車場を、国際通りの観光地を生かしていく上でどう確保するかという問題を解決すべき当事者は、誰だと思っているのですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 非常に難しいところですが、私たちとしては、基本的には、そこは利益を受けるところがありますので、できれば通り会でそういった場を設けていただけると非常にありがたいと思っていますところ です。

○仲村未央委員 皆さんの問題認識としては、利益を受けている受益者は通り会の皆さんだという認識なのですね。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 必ずしもそうではございません。もちろん県としても観光を進める上で、そこは先ほど話したように非常に重要な場所ですので、それについては全面的に取り組んでいくのですが、基本的なということで申し上げたところです。

○仲村未央委員 その前提が、全然この陳情処理方針にあらわれていないのです。この陳情処理方針を読んで、全然主体性が反映されていないのです。前にもそれは言いました。修学旅行だけではなく、国際クルーズ船のインバウンドでも、何十台と観光バスを寄せて、ここに呼んでいるのではないですか。それは旅行会社の一つ一つのプランでそのように引き込んでくるのですという立場かもしれません。そのときの受益者はバス会社なのかもしれないです、整理としては。ただ、国際通りの観光資源的価値を、県の観光政策の中でどのように位置づけているのかという前提が見えないのです。どうでもいいのですか。つま

りここが安全ではなくバスが引き込めないとすれば、例えば沖縄アウトレットモールあしびなーとか、美浜とかゲート通りとか、幾らでも観光バスを誘致してお客さんをお呼びたい地域はあるわけです。新都心でもそうかもしれません。そういうところに皆さんは行けばいいと思っているのですか。それとも国際通りの雰囲気や沖縄の持ち味、活気とか、そういうものを伝えたくて、ここを観光政策の中に位置づけてこの作業をしているのか。そのときの主体性は全然変わってくるはずなのです。それを6月議会のときに言ったはずなのです。ところが、何をしているのですか。先ほどから言うように、再開発のときにそう思っていたのですとか、全然自分の問題としてではなくて、まるで誰かがやらなかったと。そのタイミングで皆さんが力を発揮できなかったこと、働きかけが弱かったことが問題ではなくて、あたかもそれぞれがやらなかったこと、場所が確保できないのは誰かの問題だというように整理しているから、この問題は解決しないと思っているのです。いかがですか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 先ほども申し上げたように、国際通りの位置づけというものは、例えば別の地域に行けばいいということは決して考えているわけではなく、そこに行きたい観光客がいるわけですから、そこで満足してもらうために私たちも全力を尽くしているということです。旭町についても、私たちとしてはそこに確保できないかということを経済会議の場でも提案をして、その話はしてもらっています。ただ、今のところ、まだその部分の御理解ができていないということです。引き続きその部分を、私たちとしては非常に大事な場所なのです。というのは、国際通りの周辺をどう見ても、なかなかいい場所がないのです。例えば久茂地川の上のあいている部分に、うまくふたをするなりして駐車場に使えないかとか、いろいろ考えました。しかし、やはり技術的に難しい、もしくは河川の管理上難しい等があって、久茂地川を使うこともできない状況です。その中で旭橋の場所を確保するためには、これからつくる場所ですので、何とかならないかということで、私たちのほうでも会議の場に上げたところですが、今のところはまだ御理解ができていないということです。引き続き会議の場で申し上げていきたいと思っております。

**○仲村未央委員** その話は何度もお聞きしています。経過のことでどうした、どうだったと。ところが、結局その問題の行き着く場所は、バス協会の一直接にはバスの運転手が逮捕されるかどうかということにきているわけです。本当にそこに負担がいて、バス会社がお手上げだと、こんなところで、一人一人の運転手の安全も確保できないようなところにおろせませんとなったと

きには、皆さんが大事だ大事だと言っている観光が立ち行かなくなるということは現実に起きているわけですよ。その緊張感、これは県だけではなく那覇市の行政と、国際通りからお客さんがいなくなったらどうしようかという危機感を持って、本当に空き地がないのか、今いろいろなところであることが、本当に通り会任せで調整してください、確保してください、その場しのぎの県議会の駐車場の問題も出ましたが、そういったことに頼まざるを得ない状況まで来ているという、この間の長い間の放置は、本当に反省すべきところではないかと思うのです。幾つかの再開発のタイミングもあったし、地下駐車場をつくる時もあった、県民広場をつくる時もあった。ところがこういった全体的な面的な政策と観光政策が連動しなかった結果が、今日の状態を招いていると思うのです。そういったことを私は本気であれだけ言って、この間あちらに回せ、通り会だ、バス協会だと言って右往左往している状態が、国際的な観光地を目指すという皆さんの政策と余りにもかみ合っていないし、非常にここは本気が感じられないところだと感じてなりません。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 委員おっしゃるように、バス協会からそういう要請が来る前に、県議会の前にバスが滞留しているという情報があったわけですから、それにしっかり取り組めなかったということは反省すべきだと思っております。一方で、那覇市もそれについては重点的に取り組まないといけないということで今取り組んでおまして、先ほど話したように、那覇市ぶんかテンプス館の隣が何とかなるのではないかと、ある程度の幅員があるので、そこに場所をつくることができないかということですので、当面は、10月から修学旅行のシーズンに入りますので、運用で分散させる、そして滞留する時間を減らす等、運用で何とか協力して取り組みながら、抜本的な解決を今後探っていきたいと思っております。

**○仲村未央委員** 競合している商業地、商業施設、観光バスがとめられるようなスペースを持っている競合社がいるということを常に認識して、その競争性も損なわれてはならないと思っておりますが、ニーズが国際通りに高いということの、観光政策上の位置づけとして、交通政策課とも県警とも、そして何よりも那覇市の行政とも、文化観光スポーツ部が中心になってやるべきことは非常に大きいと思っておりますので、申し上げて終わります。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 引き続き今の陳情ですが、今まさに仲村委員が言うとおりで、陳情処理方針を読んでみても、県がどういうことをやろうとしているのかさっぱり見えないのです。県の主体性が全く書かれていない。バス協会とか通り会とか、そういう形での解決法というものは無理です。現実にあなた方が探しても見つけることができないのですから、民間の業者ができるわけがない。国際通りというところは県内で最大の繁華街でしょう。観光客はほとんどがここに来ると思って間違いないような地域なのです。国際観光都市をつくる上で、ほかの観光都市を見てみても、こういう最大の繁華街には必ず駐車スペースを公が設けてやっているのです。これが観光政策なのです。この部分をもっと主体的に捉えて、本気になってやる。そうでなければ県庁の駐車場をあければいいではないですか。県庁の駐車場をあけるぐらいの腹づもりでやらないと、周囲を見渡してみたら何もありませんでは、全くの解決にならないでしょう。応急措置で、先ほど言ったように那覇市ぶんかテンプス館の隣の云々、あれは全部違法駐車になるのでしょうか。抜本的解決にはならないのです。だから、抜本的にやるのであれば今年度中に駐車場対策についてはある一定の方針を出すという腹づもりを持って、那覇市と調整すべきでしょう。当然利便性の問題は通り会の皆さん方との話し合いも必要でしょうが、この地域を探してみてもありませんからにっちもさっちもいきませんでは話にならないですよ。1000万人の観光客を呼ぼうとしているのに、施設の面でこのようなお粗末では一本当にどう思っていますか、主体的に。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 今御指摘のとおりで、しっかり解決しなければならないということは認識しております。国際通りから少し離れた場所であればとれるかもしれないのですが、利便性を考えると、長い時間できるだけ国際通りを楽しんでいただくことを考えると、より近い場所がより効果的でいいだろうと思っております。今すぐに確保するという、抜本的な対策をとるということは難しいところですが、引き続き那覇市、もしくは旭町の再開発等、可能性があるところについては、我々として積極的に対応していきたいと思っております。

○翁長政俊委員 私はここで決意を聞きたいのです。年度いっぱいぐらいで基本的なものを出せないですか。これは喫緊の課題だと思っております。ここで人身事故が起きたら、多分すぐに動くはずですよ。一発で動くと思えますよ。そうすると県民広場をあげようかという話になるかもしれません。まだ余裕があ

らと思っているのですよね。そうではなくて、沖縄観光のメインの繁華街ですから、そこはやはり公が、県や那覇市が主体的に取り組んでいくという主体性がないとだめですよ。年度いっぱいぐらいに基本政策をつくって一久茂地川にふたをするのも一つだと思います。やろうと思っただけできないわけがないのです。景観の問題云々という前に、安全が大事ですよ。予算をつけさせればできるのだから。そういったプランを年度いっぱいにつくってください。その決意を聞かせてください。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 年度いっぱいという期限を示すのはなかなか難しいところがあると思いますが、できるだけ早くその対策の方針を示せるように、全力で取り組んでまいります。

**○翁長政俊委員** もう一つ、継続陳情のカジノについて、何か新しい動きが出ていますか。東京オリンピックが2020年に決まって、その後カジノの問題が相当東京あたりでもクローズアップされていて、国会でもいよいよ法案が出てくるといろいろな情報が聞こえてきますが、県はどういうカジノに対する情報を持っていますか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 去る4月に国際観光産業振興議員連盟—カジノ議連の総会が開かれて、その中で参議院議員選挙が終わった後ぐらいに法案を上程するという情報です。そして2020年のオリンピックが決まったということで、それに間に合わせるような形で、東京都でカジノをオープンしたいという話もございます。一方では、2020年までにオープンすることは技術的—法的な整備やインフラの整備等を考えると難しいのではないかというような、さまざまな意見が出ているところです。

**○翁長政俊委員** 法律が成立して、具体的にカジノができるということになると、沖縄県はエントリーする方針を持っているのですか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 流れとしては、国でまずは推進法というものをつくって、推進法の中でカジノを合法化すること、それと体制をしっかりとつくるということを推進法の中でうたって、その後に実施法の中でカジノのあるべき姿のようなものを示していくことになっておりますので、その中身を見ないと、今は何とも言えない状況です。



○翁長政俊委員 県の議論がどこまで進んでいて、カジノに対する基本的な姿勢のようなものが確立できていないと。政府の中で議論されて合法化されたものが出てきても、県がこれにどう向かうかということが大事ですから、その判断はまだされていないのですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 まず大事なことは、もし沖縄に置くとすれば、どういうカジノが望ましいのか。それについて研究を重ねているところです。そして、国の法律が示された段階で、私たちの考えているカジノのあるべき姿を示し、県民のコンセンサスを得て、カジノの動きは始まると思っております。

○翁長政俊委員 いずれにしろ、私が聞いている情報では、そろそろ国会にカジノの法案が提出されると聞いていますので、それが出た後に今言う悠長な議論をしていたのでは一エントリーする方向で物事を考えているのであれば、随分おくれをとるだろうと思っているのです。国自体が沖縄を東アジアの中の国際都市としての位置づけを持って、政府が整備していこうという方針を持っているやさきですから、そこはジャストインタイムで判断ができるようなことをしっかりやっておかないとまずいのではないかと思っております。なるべく早目に県の上と調整をされて、どういう姿勢で臨まれるのか、早目に結論を出す必要があるだろうと思っています。そこは次の議会でも聞いてみたいと思っていますので、頑張ってくださいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
 崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 先ほどの陳情第83号の貸し切りバスの件です。当面、皆さんは先ほど乗りおりする時間を短縮することと、モノレールに乗せるという話をしていましたが、その場合に、そこにおける時間差といいますか、時間がないために乗りおりする者に対する事故とか一早くおりなさい、早く乗りなさいということのトラブルとか、あるいはまた時間が超過して、県警の取り締まりで運転手が違反切符を切られるということもあると思うのです。当面そういったことで乗り切ると言っておりますが、当面という感じで、抜本的な解決はほとんど見えないです。そうなったら皆さんが言っている答弁が当面続くわけですね。そういった方向でやるときに、こちらにおける関心といいますか、バス協会なのか行政なのか、どこなのかわからないですが、どなたかいないとトラブ

ルは延々と、ことしも来年も続くという状況ですよね。当面の策は2点しか聞いていませんが、これで当面いけるのですか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 抜本的な対策が見つからない中では、今お話ししたような運用でしかやる方法がないのですが、事故が出ないように、運用するにしても、どういうやり方がベストなのかということは、バス協会、旅行社とも一緒に詰めながら検討していきたいと思っております。

**○崎山嗣幸委員** どちらにしても、出入り口のところでもあるし、また県警が言っている懸念もあると思いますし、国際通りの位置づけも重要だろうと思います。そこは先ほどから出ているので特に強く言うことはないのですが、当面ということの意味において、しばらくはここで早くおろして、旅行者が集まったときに乗せるということだと思いますが、そのことによって一そのときのガイドなりが早くおりなさいとか早く来いとか、そのような感じが最近見られるのですが、その動作の中において、例えばお年寄りもいるかもしれないし、障害者もいるかもしれないし、そういったことに対して気になるところがあるのですが、そういったことのトラブルがないのか。ある程度警察も、時間差によっては容認するかもしれないが、たまたまおくらせてきたときに切符を切る羽目になるということは懸念するのです。ここは行政が関与するものではないと言うかもしれませんが、このような事態のときを含めて想定しないといけないのではないですか。全く想定していなくて、皆さんに先ほど聞いたら2点ありますと言うので、ここでしのげると思っているのかと疑問があったのです。ここは当面やるとしても、トラブルがないように、やはり行政の策はしないといけないのではないですか。どうですか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 会議の中でもそういうコーディネートをする方を1人配置したらどうかとかいろいろな意見が出ておりますので、できるだけスムーズに、そして事故がないような取り組みは、いろいろな方策を考えながら対応していきたいと思っております。

**○崎山嗣幸委員** できればそういった、すぐにできるわけではないので、当面そういった指導員のような人がいたほうが良いと思うので、そこはやはり検討したほうが良いのかと思います。

それからもう一つですが、若狭のクルーズ船がどんどんふえている状況なので、その計画も含めて、若狭から国際通りに向かって街路事業的な構想があっ

たように思うのですが、それにあわせての計画はないのですか。あわせて拡張するような計画が入っていたと思うのですが、そこと抱き合わせで、今言ったことが図られないのかと思うのです。那覇市と県が連携した都市計画道路だったのか、それとも街路道路だったのか。若狭のクルーズ船と国際通りをつなぐ路線があったように記憶があるのですが、その辺は記憶にないですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 詳細な情報は持っていないようです。

○崎山嗣幸委員 なければ街路の担当なり、そういったところの所管なりにまずは聞いてみて、きょうはその提供だけさせてもらいます。

それからもう一件、しまくとうばの陳情第28号ですが、県内における言葉はいろいろなところで違うということが出る出ているのですが、僕らの世代は結構方言を使った時代なのですが、日常的に使っている方言そのものが、公にといいますか、丁寧にとといいますか、使っているのかという迷いがあるわけです。日常会話が暴言になったり失礼になったりしていないかと気になることがあって、通常使っていることがなかなか発しないことがあるのです。聞きたいのは、それぞれ地域の言葉が違うのですが、標準語といいますか、例えば首里言葉とか糸満言葉とかいろいろとありますね。ここにおける言葉がいろいろな言葉が通用するような標準的な言葉といいますか、それは想定しているのですか。それともしまくとうばであれば何でもしゃべっていいという励行なのか、そこはどう考えているのですか。それぞれの地域の言葉の違いはわかるのですが、地域における言葉は確かに、僕らが話をするときにはターヤーおまえはという言葉も使っていますね。そういう言葉ではなく、丁寧な言葉を使っていこうということの奨励なのか、通常使われている言葉がどうなのか聞きたいのですが。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 それは場面場面でさまざまかと思います。一般的な話をする場合、もしくは人前で話をする場合に敬語が出てきたり、いろいろなパターンが出てくると思います。それを奨励するとか、そういうことは特に決めておりませんが、いろいろな場面で今取り上げられていることが、しまくとうばを普及促進するために共通語をつくるべきではないかとか、丁寧語がどうしても難しいので、共通した丁寧語をつくるべきではないかとか、語彙の数をふやすべきではないかとか、さまざまな御意見がございます。一方で難しいのが、やはり地域の言葉をどう大切にするのか、尊重するのか、そこのバランスがあると思いますので、しまくとうばの今の運動を進めながら、どのように進展していくのか、そこからどういう課題が見えてくるのか、その中

で議論することになるかと思っております。

**○崎山嗣幸委員** 私が言っていることは公の場で、例えば議場だとか、公式の場で話をする言葉については、やはり丁寧語といいますか、それなりに通用する公語といいますか、公の場で使う言葉でないと話せないような状況があるわけです。その見本は決めていませんと言うので、では何でもありなのかということですが、やはり公の場で使ってはいけない方言とか、例えば極端に言えば不穏当発言になったりすることも議場であるかもしれないし、それなりの標準の言葉というものは考えないといけないということで一私が聞いているのは公の場における言葉の話です。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 非常にこれは難しいところですが、特にその部分をどうしていくかということは決めていないのですが、次年度に先ほど言ったマニュアルをつくらうと思っておりますので、そういう中でうまく工夫できないかと。一通り公の場で話すときの言葉の事例をつくるとか、そういう工夫はしてみたいと思います。

**○崎山嗣幸委員** ある程度使う言葉といいますか、それはありますよね。皆さんに向かって使う言葉とか呼び名とかは一定程度マニュアルはあったほうがいいと思うので、これはぜひ専門家を交えて研究なさったほうがいいかと思えます。注文して終わります。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。  
玉城ノブ子委員。

**○玉城ノブ子委員** カジノの問題が出ていましたが、皆さん方は処理方針の中でも、リゾートの導入に当たってはギャンブル依存症や青少年への影響があるので県民のコンセンサスが必要だと。基本的には県民のコンセンサスがなければ導入は考えていないということによろしいのでしょうか。

**○湧川盛順文化観光スポーツ部長** 県民のコンセンサスを得るという前提は変わりません。

**○玉城ノブ子委員** 今、県民のコンセンサスがあると考えていますか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 コンセンサスがあるというよりも、賛成の意見、反対の意見、さまざまな意見があると認識しております。

○玉城ノブ子委員 今コンセンサスが得られていないから陳情も出てくるわけですね。ましてやカジノが今は合法化していないにもかかわらず、そのものに対する予算がついていることそのものも問題だと思っているのです。沖縄の観光の基本は何かというと、沖縄県文化芸術振興条例というすばらしい条例が提案されていますが、沖縄の独特の文化と沖縄のよさ、自然を生かした観光をどう振興させるかということが基本だと思っているのです。皆さん方の処理方針の中でも、豊かな自然環境、独自の歴史、そういう沖縄が持つさまざまな資源を活用して観光振興を図っていくということですので、それがやはり基本でないといけないだろうと思うのです。そういう意味では、沖縄県文化芸術振興条例ができたことを基本に、これを沖縄の観光産業振興につなげていけるような、沖縄の観光産業の基本をそこに置くべきだと思うのです。そのことについて。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 今沖縄が持っているよさ—自然とか文化とか、当然のことながら、そのことを進めながら、また沖縄らしいIRのあり方がどういうものなのかということは今検討しているところです。前提としては当然沖縄のよさを生かしていくということが前提になります。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 同じくカジノですが、コンセンサスの話があったのですが、それと同時にエントリーするかしないのかという、期限もあると思うのです。それはいつまでに決めないといけないと考えているのですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 この部分は、国のカジノの実施法、そして推進法の中身を見ないと、県民のコンセンサスを得るための県のプランも提示できない状況ですので、国の法律の状況を見ながらしか判断ができないと思っております。

○瑞慶覧功委員 この問題はとても大きい問題で、県民の意識調査を徹底的にやって判断しないといけないのではないかと思います。県民投票するぐら

い重いと思うのです。そういったことは最終的にどのようにやっていくのか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 どのような形で県民のコンセンサスを得るのかということも、法律を見ながらと思っております。というのは、前の民主党政権のころのIR議連の中で提示された実施法を見てみますと、議会の半数以上の同意がなければならぬとか、そういった基準がいろいろ示されていますので、その法律の中でどのようなことが示されるのか、それを見ながら判断していきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部の陳情に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時23分

○上原章委員長 再開いたします。

次に、農林水産部関係の陳情平成24年第123号外16件の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 ただいまから、陳情案件について処理概要を御説明いたします。

お手元の陳情処理概要の目次をお開きください。

今委員会に付託されております陳情案件は、継続13件、新規4件でございます。

それでは、以上の陳情17件について、御説明いたします。

お手元の陳情処理概要の1ページから3ページまでの継続案件、平成24年陳情第123号から平成24年陳情第146号につきましては、修正はありません。

5 ページをお開きください。

継続案件の平成24年陳情第162号は、アンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。

7 行目の、なお、平成25年度の収穫伐採に当たっては、文化財保護法等で指定されている希少野生動植物の伐採時の配慮方針について、県教育庁文化財課や環境省那覇自然環境事務所と事前に調整し、希少野生動植物を発見した場合の対応マニュアル等を示したハンドブックを作成したところであります。

現在、その暫定版を森林組合職員や伐採事業者へ配布し、自然環境の保全に配慮するよう普及・啓発に努めているところであります、と時点修正しております。

6 ページから10ページまでの継続案件、平成24年陳情第198号から陳情第13号につきましては、修正はありません。

11ページをお開きください。

継続案件の陳情第30号は、アンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。

12ページをお開きください。

23行目の、森林の収穫伐採については、択伐を含め、さらなる環境保全対策の実施に向け検討しているところでありますが、平成25年度の収穫伐採に当たっては、文化財保護法等で指定されている希少野生動植物の伐採時の配慮方針について、県教育庁文化財課や環境省那覇自然環境事務所と事前に調整し、希少野生動植物を発見した場合の対応マニュアル等を示したハンドブックを作成したところであります。

現在、その暫定版を森林組合職員や伐採事業者へ配布し、自然環境の保全に配慮するよう普及・啓発に努めているところであります、と時点修正しております。

14ページをお開きください。

継続案件の陳情第33号については、陳情第30号の時点修正と同様であります。

16ページをお開きください。

16ページから19ページの継続案件、陳情第44号から陳情第47号につきましては、修正はありません。

20ページをお開きください。

継続案件の陳情第50号の2は、アンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。

21ページをお開きください。

14行目の「この結果を受け、数値シミュレーションにより、消波ブロックの

設置・効果的な防波堤配置等の検討を行う計画であります。」を「さらに、新たに委託した沖防波堤の改良案検討業務とあわせ、消波ブロック設置等、対策工法の総合的検討を行っているところであります。」と時点修正しております。

22ページをお開きください。

9行目の「平成23年度末でそれぞれ63.5%、52.5%」を「平成25年度末でそれぞれ64.9%、53.5%」と時点修正しております。

23ページをお開きください。

15行目の「県としましては、十分な情報開示を求めるとともに、地域の実情を見据えた上で、拙速な参加を行わないよう、引き続き、国に対して、強く要請してまいります。」を「県としましては、サトウキビや肉用牛等の重要品目の関税が撤廃されるとなった場合、TPP交渉からの脱退も辞さないものとするについて、JA等関係団体と連携し、国に対して、強く要請しているところであります。今後とも、TPP交渉の動向や国の対応を踏まえながら、県内農林水産業への影響について分析等を行うとともに、時機を逸しないよう、必要な対策について、適切に対応してまいります。」と時点修正しております。

25ページをお開きください。

継続案件の陳情第51号は、アンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。

27ページをお開きください。

19行目の「県としましては、漁業団体が設立を予定している「沖縄県日台漁業問題検討協議会（仮称）」と連携し、国に対し、粘り強く見直しなどを求めていくこととしております。」を「このため、操業ルールなど今後の対応を協議するため、漁業協同組合や漁業者の代表及び県で構成する「沖縄県日台・日中漁業問題対策等漁業者協議会」を本年8月に発足させたところであります。当該協議会では、「引き続き国に対し、一部水域の撤廃等、見直しを要求するとともに、操業ルールの策定を早急に進めていくこと」が決定されたところであります。県としましては、今後とも、当該協議会の意向を踏まえ、漁業団体等と連携し、国に対して、取り決め見直しと、台湾側との交渉を進めるよう、求めてまいります。」と時点修正しております。

29ページをお開きください。

継続案件陳情第68号につきましては、修正はありません。

次に、新規陳情について説明させていただきます。

31ページをお開きください。

陳情番号第104号の2、陳情区分新規、件名は美ぎ島美しゃ（先島）圏域の振興発展に関する陳情、陳情者は美ぎ島美しゃ市町村会会長宮古島市長下地敏



彦であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

32ページをお開きください。

1、県は、尖閣諸島の領海及びその周辺水域における、漁業者の安全操業及び安全航行の確保については、これまで国土交通省や外務省、水産庁などに対し、安全操業に対する適切な対応や、取締船等の強化など、抜本的な措置を講じるよう、要請してきたところであります。

県としましては、本県漁業者が安心して操業できるよう、①沖縄振興特別推進交付金を活用した、漁業無線機の整備支援、②外国漁船操業等調査事業の継続実施を国や漁業団体と連携して適切に対応してまいりたいと考えております。

また、安定的な漁業が行える制度の創設については、今後、漁業関係者の意見を聞いて、検討してまいります。

2、台風時の農林水産物の出荷体制については、各地区の青果物流通対策推進協議会など地元との連携を引き続き図ってまいります。

また、マンゴーの産地である宮古地区においては、今年度、冷蔵施設を含めた集出荷場を整備しているところであり、これらの施設を活用するなど適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、土木建築部の所管する処理概要について御説明いたします。

空港の運用時間の延長について、やむを得ない理由により、運用時間内に空港を離発着できない場合には、航空会社などからの要請を踏まえ、関係機関と調整の上、時間延長の対応を適宜実施してまいります。

また、着陸料については、「沖縄県空港の設置及び管理に関する条例」に基づき減免を行っておりますが、さらなる減免につきましては、着陸料が県管理空港の重要な財源であることを踏まえると、慎重に検討していく必要があると考えております。

34ページをお開きください。

3、農林水産物流通条件不利性解消事業における補助対象品目については、各圏域の状況も踏まえ、見直しを検討しているところであります。

見直しに当たっては、本事業の効果検証を強く求められているところであり、引き続き、平成24年度の事業効果等の結果を踏まえ、関係部署等と協議しているところであります。

5、国営かんがい排水事業石垣島地区は、平成26年度から着工予定となっております。現在、全体実施設計を国において行っているところであります。

県としましては、事業の円滑な着手が図られるよう、石垣島国営土地改良事業推進協議会が進めている事業同意取得を支援しているところであります。

また、国営関連の県営事業等につきましては、整備計画を策定しているところであり、国営事業の着工に合わせ、円滑に事業着手できるよう、石垣市・石垣島土地改良区と連携して推進してまいります。

続きまして、35ページをお開きください。

陳情番号第107号、陳情区分新規、件名は砂糖制度の堅持、経営安定対策及びサトウキビ生産振興等に関する陳情、陳情者はフード連合沖縄地区協議会議長砂川勝哉外3人です。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

36ページをお開きください。

1、TPP（環太平洋経済連携協定）について、TPPは、原則として全ての品目で関税を撤廃することが前提となることから、本県農林水産業においては、サトウキビ、肉用牛等に、極めて大きな影響があるものと懸念されております。

特に、農林水産業が基幹産業である離島においては、地域経済に甚大な影響があるものと認識しております。

県としましては、サトウキビや肉用牛等の重要品目の関税が撤廃されるとなった場合、TPP交渉からの脱退も辞さないものとするところについて、JA等関係団体と連携し、国に対して強く要請しているところであります。

今後とも、TPP交渉の動向や国の対応を踏まえながら、県内農林水産業への影響について分析等を行うとともに、時機を逸しないよう、必要な対策について、適切に対応してまいります。

また、TPP交渉等の経済連携のあるなしにかかわらず、農林漁業者が安心して生産に取り組めるよう、万全の対策を講じることについても、要請してまいります。

2、EPA・FTAについて、日豪EPA交渉については、平成24年6月の第16回会合以降開催されておりましたが、今後の交渉において関税が撤廃された場合、本県の重要品目であるサトウキビや肉用牛等に極めて大きな影響があるものと懸念されております。

県としましては、TPP交渉の中で行われている日豪2国間協議などの動向や国の対応を踏まえつつ、砂糖などの重要品目が関税撤廃の対象から除外されるよう、JA等関係機関と連携し、国に対して強く要請してまいります。

37ページをお開きください。

3、糖価調整法の役割・機能維持及び砂糖制度の堅持について、県としては、

現行の糖価調整制度について、安定的にサトウキビ・糖業が維持・発展できるよう、関係機関・団体と連携し、国に対し要請しております。

また、甘味資源作物交付金については、地域の生産条件や生産資材の高騰等を十分考慮し、再生産が可能な交付水準となるよう要請しております。

さらに、国内産糖交付金については、甘蔗糖企業の持続的な経営安定を図るため、財源を確保するよう要請しております。

今後とも、糖価調整制度の堅持について、関係団体と連携し、国に対し要請してまいります。

4、甘蔗糖企業に対する政策支援について、甘蔗糖企業への支援につきましては、沖縄糖業振興対策事業を活用し、気象災害によるコスト増加の一部助成や、製糖施設の整備に係る費用の助成等を行ってきたところであります。

平成24年度からは、補助率の見直しを行うとともに、建屋の整備など、事業メニューの拡充強化にも取り組んでいるところであります。

特に、含蜜糖製造事業者の経営安定を図るため、新たな製糖施設の整備に加え、補助金の交付時期の見直しにも取り組んでおります。

県としては、今後とも、甘蔗糖企業の経営安定に向けた支援に取り組んでまいります。

38ページをお開きください。

5、加糖調整製品抑制強化及び国内砂糖需要増進対策について、県としては、関係機関と連携し、国内産砂糖の消費拡大対策の充実・強化等について、国へ働きかけてまいります。

6、機械化一貫作業体系への国庫支援事業について、(1)機械化一貫作業体系の普及定着は、サトウキビの生産性向上、低コスト化を図る上で重要であることから、県としては、国の農畜産業機械化等リース支援事業を活用し、地域に即した高性能農業機械の導入を推進しており、今後とも、サトウキビの機械化に努めてまいります。

(2)平成25年度のかんがい施設整備や圃場整備等の農業基盤関連予算は、国営事業で約47億4000万円、県営事業等で約154億5000万円の合計約201億9000万円となっております。

県としましては、沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、農業生産基盤の整備を計画的に進めるため、平成26年度以降も引き続き、必要な予算の確保に取り組むとともに、関係機関と連携を図り、事業効果の早期発現に向けて取り組んでまいります。

7、病虫害防除対策について、(1)県としては、サトウキビの病虫害について、フェロモン剤や誘殺灯の設置等により、生息密度の低減に努めるとともに、

効果的な防除に向けた研究・開発に取り組み、早期登録に努めてまいります。

(2) 県としては、沖縄振興特別推進交付金等を活用し、イネヨトウの交信攪乱法による防除を初め、各種防除法を組み合わせた適期防除技術による防除対策に取り組んでいるところであります。

39ページをお開きください。

8、畑作物共済の加入率向上対策等について、県としては、平成24年度から沖縄特別推進交付金を活用した「沖縄型農業共済制度推進事業」を実施し、加入率向上を推進しております。

また、畑作物共済の農家掛金負担軽減のため、過去3年間被害の少ない農家に対し、「無事戻し」を行っております。

さらに、共済掛金の負担軽減措置について、国へ要請しているところであります。

県としては、今後とも、畑作物共済の充実・強化について、関係団体と連携し、国に対し要請してまいります。

続きまして、40ページをお開きください。

陳情番号第113号、陳情区分新規、件名は農業農村整備事業（貯水池の修繕・構造見直し・地元企業優先発注）の対応及び農道の早急な整備に関する陳情、陳情者は南大東村長仲田建匠であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

41ページをお開きください。

1、貯水池の早急な整備修繕について、南大東村においては、これまでに県営事業で9基、村営事業で7基の貯水池を整備しており、現在も県営で2基、村営で1基の貯水池を整備中であります。

南大東島等の離島地域においては、畑面集水型貯水池が農業用水確保の重要な施設となっております。しかしながら、そのような地域の中には、基盤が均一でない特殊な石灰岩地帯があり、一部の貯水池においては不等沈下により漏水が起こっております。

県としては、そのような石灰岩地帯に適合した貯水池建設の指針を策定するため、学識経験者を交えた委員会を平成24年度に設置し、調査を実施しているところであります。

幕上東及び具志堅の貯水池につきましては、平成24年度に調査を終え、現在、改修工事を実施しているところであり、年内には工事を完了する予定であります。

村営で施工した池南貯水池につきましては、地元の意向を踏まえ対応を検討

してまいります。

2、貯水池構造の見直しについて、貯水池の構造については、現地の地形条件や用地買収の可否、経済性等の検討を行い、構造タイプを決定しておりますが、現在、新設の貯水池については、直立擁壁型の構造で整備しているところでもあります。

今回の改修箇所については、検討委員会において技術的課題や経済性を検討し、現地に合った施工で改修することにより、現状の斜壁構造で問題はないことを決定しております。

42ページをお開きください。

3、地元企業への優先発注について、南大東村での県営工事の発注については、過去5カ年間の発注件数30件中、26件で南大東村関連の企業が請け負っております。

今後とも、一般競争入札、指名競争入札等において入札参加資格要件等での地元企業への優先発注を行ってまいります。

4、農道の早急な整備について、神宮農道は、平成21年度に採択され、平成25年度完了をめどに整備を進めてきたところでもあります。

本地区は、整備延長のうち、ほぼ半分が軟弱地盤であるため、岩盛に伴う沈下が落ちついた後、舗装を行う必要があるとともに、南大東漁港の工事で発生する岩を岩盛材とする計画で、その発生量に左右されるため、平成24年度までの進捗率は44%となっております。

今後は、平成25年度で岩盛工事を終了させ、沈下が落ちついた区間から速やかに舗装工事を実施することで、平成27年度での完了に向け取り組んでまいります。

続きまして、43ページをお開きください。

陳情番号第117号の2、陳情区分新規、件名は沖縄周辺海域における警備体制の強化に関する意見書提出を求める陳情、陳情者は那覇市樋川1-8-3中地昌平であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針を御説明いたします。

県は、尖閣諸島の領海及びその周辺水域における、漁業者の安全操業及び安全航行の確保については、これまで国土交通省や外務省、水産庁などに対し、安全操業に対する適切な対応や、取締船等の強化など、抜本的な措置を講じるよう、要請してきたところでもあります。

以上が、農林水産部の陳情処理方針概要の説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 陳情第51号の日台漁業取り決め等の見直しに関する陳情ですが、本議会でも相当取り上げて、多くの議員が質問をされておりましたが、問題点が3つあると思っていますのです。1つは取り決めの見直し、もう一つが操業ルールをつくること、もう一つが事故等の再発防止に向けてどういう対応をするのかということだろうと思います。処理方針を読んでも、県としては、国に対して、取り決めの見直しと、台湾側に強く交渉を進めるように求めていることにしておりますが、具体的にどういうアプローチをされているのですか。

○山城毅農林水産部長 今、第1回の日台漁業委員会での協議を踏まえて、そのときは漁業者同士の意見の折り合いがつかなかったわけですが、そこでも課題等が出てきまして、それをお互いに持ち帰りまして、今は漁業者間のルールの協議に向けて、沖縄側の漁業者の意向を求めて、意向を集約するために協議会をこの前立ち上げたところです。その中でルールの案をつくりながら、それを踏まえた上で国と調整をしながら、それでもって台湾側としっかり交渉をしていただきたいということで、その辺の調整を国とやっているところです。

○翁長政俊委員 これは知事が国に対して要望書をまとめてやりましたよね。あれ以来、国には何のアプローチもしていないのですか。

○山城毅農林水産部長 要請文ということではやっておりません。

○翁長政俊委員 この処理方針を見てみても、知事が内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣、外務大臣に要望書を出してあることになっているのでしょうか。

○山城毅農林水産部長 知事と一緒に要望書を出しています。要望書を出して、

それに対する協議を今やっているということです。知事も一緒になって外務大臣、官邸、農林水産大臣に要請してまいりました。

○翁長政俊委員 少し整理をしたいのですが、具体的に何をやっているのですか。要望書を出しただけで、見直しに向けて具体的にキャッチボールはしているのですか。こういうアプローチがあるかが大事なのです。こういったことをやっているのですかと聞いているのです。まだそこまでは至っていないのですか。

○山城毅農林水産部長 今のところはまだ県内のルールづくりをしているところです。

○翁長政俊委員 皆さん方が8月に設置したという日中日台の問題に対する協議会がありますね。これは沖縄の漁民の団体の皆さん方が設置した協議会で、この中で問題をきちんと浮き彫りにして、それをもとにして沖縄側の意見をまとめるという作業をしているわけでしょう。もう一つ、日台漁業委員会というものがありますが、これを台湾側に行ってやったということですが、これは常設のきちんとした委員会ですか。どういう委員会なのですか。

○山城毅農林水産部長 年に一、二回やる一取り決めをしたときに日台漁業者委員会を立ち上げました。これは正式な常設の委員会として見ております。そこに沖縄県側からも漁業者の代表が入らせていただいたということで、台湾側と交渉してきたということです。

○翁長政俊委員 取り決めに際して、台湾側と沖縄側で日台漁業委員会がつけられて、ここの構成委員に沖縄側が入っていなかったと。

○山城毅農林水産部長 沖縄側は入っています。

○翁長政俊委員 入れてもらったのですか。最初から入っていたのですか。

○山城毅農林水産部長 基本的には国と団体からそれぞれ入るわけですが、我々が要請に行ったときに、沖縄の漁業者の代表も入れてもらいたいということを要請の中で申し上げて、それを国に酌んでいただいて、正式に入ったということです。

○翁長政俊委員 当初は台湾側と日本側でそれぞれ日台漁業協定をする中で、日台漁業委員会というものをつくったのだが、その中に沖縄の利益代表者がいなかったと。それを後から要請して入れてもらったというのが経緯ですね。

○山城毅農林水産部長 合意をして、それから立ち上げるわけです。そのときに、通常は漁業者代表は入っていないのですが、沖縄側から漁業者代表も入れていただきたいという申し入れをしたわけです。

○翁長政俊委員 協定を結んだ後に、でき上がったのですか。ここをもっと詳しくきちんと説明してください。

○新里勝也水産課長 4月に日台漁業取り決めの合意をするまでは、沖縄の漁業者は参加しておりません。それまでは日本の政府と民間団体と、台湾の政府と民間団体の交渉でやられており、4月10日に合意し、5月10日に発効しておりますが、その取り決めに基づいて日台漁業委員会というものが設置されております。その日台漁業委員会の第1回会合が5月に開催されておりますが、その際には沖縄の漁業者代表が委員として参加しております。

○翁長政俊委員 具体的に日台漁業取り決めの見直しという作業は、国と国とが結んだものですから、よほど県がきちんと対応をしないと、漁業協同組合とかそういう民間レベルで話がつく問題ではないと思っているのです。ですから県がどういう形でこの問題に対応しているのかということをお聞きしたいわけです。現状で、国との協議については、取り決めの見直しを台湾側に交渉するように求めていくという処理方針になっているのですが、今の段階では、このアプローチで終わっているのですか。これだけ問題になっているのに。

○山城毅農林水産部長 漁業者協議会の中で、日本側からの申し入れとして、その中で台湾側に申し入れをしていますので、そこで1回協議をしたということです。

○翁長政俊委員 この処理方針を読むと、本県の漁業者代表3名と県の水産課の職員が1名参加したと。台湾側とこういう協議をしたと。これは職員が行くレベルの話ですか。もっと県の幹部が本腰を入れて、県の要望としてきちんとこういう場に出ていって対応すべき課題だと思います。職員が行って済むとい



う話ではないと思っているのですが、県の方針としては、県の幹部が出ていくという対応はとれないのですか。

**○新里勝也水産課長** 5月7日に台北で開催された日台漁業委員会においては、県内漁業者が参加しておりますが、基本的に日台漁業委員会は国と国との交渉事ですので、沖縄の漁業者の代表は、どちらかというオプザーバー的に参加させてもらっております。立場としては、相手国の委員の選任についても交渉事であるために、日本政府としては沖縄海区漁業調整委員会という行政組織の代表として参加させるということで台湾と交渉をして、参加させることを勝ち取った経緯がございます。したがって、今回の3名の漁業者は沖縄海区漁業調整委員会の代表として参加しております。県の職員と申しますのは、沖縄海区漁業調整委員会の事務局長として参加しております。あくまでも漁業者の代表として委員会には参加しており、県の組織としては、相手国との交渉の中で参加することは認められなかったということもあり、沖縄海区漁業調整委員会の事務局として参加しているということが実情です。

**○翁長政俊委員** 国の代表だけでやっているという一国は国益があるということで日台漁業協定を結んできたわけでしょう。それも沖縄県の頭越しにやったわけですね。不利益をこうむっている沖縄県側としては、国にこの交渉事を全て任せておけば、彼らは国益があると思ってやっているのですから、深入りするかということになると、沖縄側の思っていること、不利益なことを、彼らが台湾側にどれだけ伝えきれる力があるかということ、ほぼ望みが持てないのではないかと思っているのです。ですから沖縄側がしっかり出て行って、沖縄の実情や沖縄の漁民がどういう立場に置かれていて、現実はどういう被害を受けているのだということ、沖縄県の代表として誰かが出て行ってやらないと、漁業協同組合同士でやるのも1つでしょうが、県の対応としてきちんとやっていく。それも課レベルではなく三役レベルまで持ち上げるべき課題だと思っております。そうでないとなかなか沖縄の実情が国にも伝わらないし、台湾側にも伝わらない。違う例を言うと、観光推進に向けての路線の開設ということになると、県のトップはどんどん行くのです。台湾やあちこちに。これは県益があるから行くわけですね。ですから、農林水産部でも県の三役を引っ張り出してこの現場に連れて行くぐらいのことをやっていかないと、この問題はなかなかうまく解決できないのではないかと思っているのです。農林水産部長どうですか。最低でも農林水産部長が出て行ってやるとか、国交がないからできないというレベルの話ではないと思うのです。下手すると国交がないからできないという

ことが、行かないという一つの理由になっていませんか。

**○山城毅農林水産部長** 今回の日台漁業委員会が決まって、その経緯の中で、先ほど水産課長が説明したように沖縄海区漁業調整委員会の事務局という立場で今回参加させてもらったのですが、確かに委員のおっしゃるとおり、国対国の中でどう訴えるかということは非常に大きな課題かと思えます。それについては知事、副知事と相談しながら、どういう対応ができるのか検討していきたいと思えます。

**○翁長政俊委員** ぜひ県の幹部が、非公式にでも結構です。台湾側の政治レベルとこういう話をしていく。台湾の元締めの方皆さん方のところに出かけて行ってやるという交渉が、これまでの沖縄と台湾の長い歴史の経緯がありますから、こういったものはある意味で非公式でも可能だと思っています。ぜひこれをやっていただきたいというものがありますので、ひとつよろしく願いいたします。

それともう一つは、事故が起きましたね。事故の補償の問題について、結局は海運事故であるから当事者同士で解決しなさいという解決方法になっていると思いますが、背景が、今回の衝突事故は、結局政府が沖縄の頭越しに協定を結んだことによって、海域の中に台湾漁船が相当数入ってきて、こういう衝突事故が起きてしまったと。ある意味では、この要因をつくったのは政府なのです。そういう意味では、事故の対応を含めて、さらにははえ縄等の切断事故やいろいろなトラブルが発生しているということですから、国に基金をつくらせたらどうですか。国が責任を持って沖縄の海域、今回の日台漁業協定で結ばれた海域でもろもろ起きる問題については、国が基金をきちんとつくって、その中で対応していくと。こういう考えはありませんか、県には。

**○山城毅農林水産部長** 委員のおっしゃるように、今回の取り決めについては県に何の相談もなしに、頭越しに取り決めされた経緯もあり、我々もそれは大変遺憾だと思いながら、抗議もしながら国に要請してきているわけです。そういうところで今回の漁船事故についても、確かに海難事故ということで、民間の保険で済ませているところはあるのですが、確かに背景的にはそういうことがあって、多くの台湾漁船が入ってきているということも実態としてあるわけですから、今後も我々としてはそういうことが起こらないかということ、地元も心配していることだろうと思えます。そういう意味では、我々が要請に行ったときに副大臣も、そういうトラブルがあったときには国として責任を持っ

て予算設置をするという話も聞いております。そういう意味で、一つの方法として今後そういう事故を起こさないということが大前提になりますので、起こさないためにはどういう仕組みがあるのか、漁船に対してどういう起こさないようなやり方があるのか、あるいは起こったときの緊急時の対応をどうするかというもろもろの課題があると思います。そういうものを迅速に対応するという意味では、委員のおっしゃっているような基金も一つの考え方、手法かと思っておりますので、それについては漁業団体の意見を聞きながら、県としても検討していきたいと思っております。

**○翁長政俊委員** 基金をつくるということになると、県がしっかりと方針をつくり、この海域での海難事故をなくしていく。さらには漁船同士の事故を回避していく。はえ縄の切断等、漁具の被害等いろいろな問題が起きているわけです。ましてやマグロを追って相当な船が入ってきますから、事前にこれを防止するためのセンサーとか、いろいろな装備をしなければならない課題も出てくるだろうと思うのです。こういったものをもろもろ国の支援、補助で基金をきちんと創設して、基金の中から出していくというやり方をしないと、場当たり的に基金もなくて支援だけという話になると、いつ何時一政治が変わっていくと支援もできない、財政的な問題が出てくるとそういったものが断ち切れになることがありますので、しっかりとした基金をつくらせるということが大事だろうと思っているのです。これはぜひそういう方向で県の意見を取りまとめてやってみたらいかがですか。

**○山城毅農林水産部長** 今のトラブルで網が絡まって処理しているものは何件かありますが、それも国が全額面倒を見るということではいろいろと手続はしているのですが、やはり若干時間がかかっているような気がします。もう一つは委員のおっしゃっているように、船で出るときに、1人で出て、夜に操業して、一時仮眠するというのも従来やっていると聞いていますので、そういったときに衝突予防装置とか、船に何か衝突を避けるような機具を設置するとか、あとは漁具を一すぐには手当てをできないということもあるのですが、例えば基金の中で予備的なものを保管して置いておくとか、基金があればいろいろなことが想定できるということもありますので、そういう意味では漁業団体としっかり協議をしながら、県の意見を取りまとめて、委員のおっしゃるようなことが有効であればしっかり検討をしていきたい、取り組んでいきたいと思っております。

**○翁長政俊委員** 先日、我が党の國場幸之助代議士が台湾側と、この問題を含

めて、会議に入っているいろいろな議論をしてきたそうです。彼に情報を聞いてみると、日韓漁業協定の中においても、この種の基金があると聞いているのです。県の皆さん方は調べてありますか。このようなものが現実にあるのですか。

○山城毅農林水産部長 日韓漁業協定を締結したときに、国で基金を積んだというような話は聞いております。

○翁長政俊委員 そうであれば検討するなどと言わないで、日韓漁業協定で基金をつくったという前例があるのですから、日台でこれだけ沖縄側の漁民に被害が出ているのであれば、きちんと基金をつくらせるという県の方針があってしかるべきでしょう。それは検討するというレベルを超えていると思いますよ。どうなのですか、農林水産部長。その方向で進めてくださいよ。

○山城毅農林水産部長 確かに日韓のほうを調べてみたら、日韓のほうにもそういう基金があるということは我々も聞いておりますので、そういう事例をもとにしながら、沖縄県でもしっかりとした基金をつくって、それに対応できるように、団体とも詰めながら、しっかりまた取り組んでいきたいと思っております。

○翁長政俊委員 いずれにしろ、基金ができさえすれば一漁具を切られたりいろいろな事故が起きたときに、予算がおりてくるまでにタイムラグがあって、漁民の皆さんが資金がないと新しいはえ縄を買えないなどということが起きるわけです。基金があればすぐに対応できるという話になるはずですから、そこは漁業をする皆さん方にとっても大変ありがたいことですので、ぜひそれはその方向で進めていかれるように要望して終わります。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲村未央委員。

○仲村未央委員 同じ陳情に関してお尋ねします。先日の本会議で、崎山嗣幸委員に対する副知事の答弁を聞いていて、改めて驚きと憤りを感じるのです。日台漁業協定について、なぜ沖縄の頭越しに協定を結んだのだと。そして何の意義があったのだということを、県に対していまだに説明が何もないというような副知事の答弁でしたが、いまだに説明はないのですか。

○山城毅農林水産部長 まだ具体的に、要請に行ったときに時間がなかったと

か、そういうことができなかつたというような言いぶり、その後、明確な、こういうことだというものはまだ聞いておりません。

○仲村未央委員　ということは、日台漁業協定に何の意義があるのだということについて、皆さんがどのように理解しているかということは、新聞情報とか側面的な、例えば中国をなるべくここに寄せないためだとか、そういうことは側面的な情報によって皆さんはそのように理解せざるを得ないというだけであって、その理由すらも国から聞かされていないということですか。何のための日台漁業協定なのかということですか。

○山城毅農林水産部長　政治的な背景等については、明確な説明はないのですが、漁業をするという意義の中では、しっかり我々も国から聞いて、それに基づいて取り決めをして、そこでの安全操業、資源を維持するという趣旨については、国からの説明は受けております。

○仲村未央委員　資源を維持するとか漁業をするために日台漁業協定が必要だという説明を受けたのですか。

○新里勝也水産課長　少し補足させていただきます。水産庁が漁業者への説明会を何回かやっていますが、その中で漁業者からの意見として、この取り決めは何の意味もないという指摘もさんざん出て、その際に水産庁からの説明としては、これまで無秩序な漁業実態があったと。そういう話し合いもできないような関係であったところを、今回の日台漁業協定の取り決めの中で日台漁業委員会という、相手とルールづくりをする、話し合う土台ができたということは一歩前進だという説明を、水産庁はしております。

○仲村未央委員　そのことに対して、県としては一歩前進だという認識を共有しているのですか。それとも、その認識については当たらないと思っているのですか。

○新里勝也水産課長　漁業者の意見も、それを認めるという意見は余りございません。ほとんどは、やはり取り決めの撤廃とか見直しとか、台湾とのそういう交渉は厳しいとか、そういう評価が多数です。

○仲村未央委員　はぐらかさないで、ルールづくりについて一歩前進だという

ような説明に対して、皆さんはそれをそうだと理解する立場なのですか。それとも全く頭越しどころか、暫定執法線も越えて、さらにルールも策定しないまま結ばれた状態に、今言う国の説明は全然説明になっていないと、当たらないという立場なのですか。

○山城毅農林水産部長 国の言っている一步前進に対しては、今の取り決めの状況からすると、漁業者の意向が反映されていないところがあります。そういう意味では、その見直しをし、そこは撤廃してもらってというところを漁業者と一緒に我々が国に要請しているわけですから、一步前進という話ではなくて、そのところをしっかりと見直していただきたいという気持ちで、漁業者と一緒に要請していくということです。

○仲村未央委員 漁業者と一緒に何を見直そうとしているかが、その前提の認識が曖昧だから全然意味がわからないのです。具体的に、例えば見直しの範囲ですが、もともと皆さんが要請したことは、経済水域の地理的中間線を基本として協議することだったのです。今、中間線の話は全然話にならないでしょう。中間線どころではなく暫定執法線も越えて、それより拡大して今の現状があるわけですね。今ルールを策定しよう云々の前提は、今の県の見直しの認識は、中間線を基本として戻すように見直せと言っているのか、そうではなく、暫定執法線を越えた範囲も含めて、その中のルール策定について必要だから見直せと、その中の話をしているのか、そもそも論の中間線まで戻せとか、中間線が基本だという認識は捨てたのか。そこを聞いているわけです。

○山城毅農林水産部長 確かに委員のおっしゃるように、スタートのときには暫定執法線から中間線のところに要請をしておりました。ただ、現実的に今の取り決めがなされているわけですから、最終的にはそういうところもあるわけですが、現実を見たときに、今の取り決めのラインの中で、漁業者の皆さんと一緒にやっていたところの先島の三角部分のところと久米西の125度30分の西側の2カ所を撤廃してもらいたいという見直しと、ルールはまた別のルールの策定ということです。

○仲村未央委員 それでは余りにも、皆さんの前提がどんどん後退しているのです。今陳情処理方針の26ページを見ていますが、その中で、もともと漁業者の陳情というものは、暫定執法線を完全撤廃するとともに、国際法上の中間線まで一中間線で基本的に線を引いて、入れるなということが前提の陳情だった

のです。ところが、皆さんの処理方針を見ると、日台漁業取り決めを見直すこと。私は今見直しの内容について聞いていますが、これについて、その中身は何なのかと聞いたら、皆さんはいつの間にか中間線の話はなくなって、今いう三角のところと南のほうとか、そういう一部について見直しの対象とする交渉に当たろうとしているのか。どこが皆さんの①から⑥の中の一⑥にも、来年以降、見直しができるようにすることとありますが、この見直しの中には、中間線まで戻せという見直しを含んでいるのか、それとも中間線の話はなしにして、今の前提条件の結ばれた中のルール策定だけの話を交渉の題材として、譲ろうという前提に立っているのか。ここは大きいでしょう、全然違うのではないですか。

○山城毅農林水産部長 確かに以前は中間線があったわけですが、今回の実態として、国同士で線が引かれているわけです。そのところで漁業団体と一緒にになって、その線引きのところを八重山の三角部分のほうと久米西のところについてのラインを撤廃させてくれという見直しを一すぐにいきなり中間線までとなると、国も非常に厳しいという話もありますので、それよりはそこを見直して行って、それから操業ルールをつくりながら取り組んでいく。将来的にはそれももしかたもしれないですが、今のところはそこの見直しということで考えているところです。

○仲村未央委員 いきなり全部を見直せということではないということはおわかります。今日の前で事故が起きるほどの事態ですから、ルール策定を優先して取り組もうということは理解できます。ところが、その前提にある皆さんがもともと上げていた主張、頭越しにされたという前提は中間線だったでしょうと。それはおろさずに今後の交渉対象として、当然これは国と国との協定の再交渉に諮るべきだということを持って、目の前のルール策定に入ろうとするという前提で今皆さんは取り組んでいるのか。それとも、今の農林水産部長の言い方だと、いつかそういうルールをつくったらこれで一応よしとして、また次のいつかの機会になったら、やはり中間線も議題になるかなという程度の話なのか。皆さんが前提として、何を獲得しようとする前提があるのかがあやふやになっているのです、今の状況では。そんな迫力のないことで、何が狙いかわからないのに、こういう交渉事が、しかもどのテーブルでこの議論ができるのかも曖昧なまま事態がただ進んでいる状況の中で、その前提は何ですかと最初から聞いているのはそこなのです。皆さんはいつの間にかこれをおろしてしまったのですか。25ページに書いてある②の経済水域の地理的中间線を基本として協議

することは、県としてはそういう構えではないですということですか。政府がやってしまったことは頭越しでしたが、今の枠組みの中のルール見直しのお話ですよというところに立っているのですか。

○新里勝也水産課長 今御指摘の25ページの②のところ、日本の地理的中間線を基本として協議することということを、取り決め合意前は要請していたところですが、しかしながら、合意の中ではそれを越えたラインが引かれてしまって、暫定執法線をはみ出ている状況です。ただ、地理的中間線を基本としながらも交渉していただいている中で、沖縄側の漁民として、最大限の譲歩案として、東経125度30分までは譲ってもいいが、それより東は絶対に譲らないでくれということ、国に預けて交渉していただいていたと聞いております。ただ、その後、それををはみ出る形で、今は先島の北側の話をしているつもりですが、久米西のほうは譲歩案よりもはみ出ているので、それは我々が言っていた譲歩案に戻してくれというのが漁業者の意見です。先島の南の海域については地理的中間線まで、今でも認めるなど、暫定執法線は全部撤回しろというのが漁業者のスタンスです。北と南で違うということが、今話が複雑になっているところですが、今見直しを求めているところは、久米西については、当初漁業者が譲歩案と言っていた東経125度30分のラインまで戻してくれと。先島の北のほうは、暫定執法線よりはみ出ている三角の部分は押し返してくれと。先島の南の海域については、地理的中間線まで全て押し返してくれ一押し返してではないです、今は認められていないのですから。それが漁業者の意見であり、我々が見直しを求めているところです。要請文の内容も、そういう漁業者の意見を踏まえてそういう内容にして国に要請しているところです。

○仲村未央委員 私はその内容はわかっているのです。わかっている聞いてるのは、その前提にある中間線というものは取り下げたのかということを知っているだけで、最初から同じことを聞いていますが、なし崩し的に説明もない、皆さんの頭越しにされた。今もって説明もないという中で、どこまでを国と国との交渉事にしていこうかという構えを知っているだけなのです。だからその経過もわかるし、現状がそうなっていることもわかっているわけです。ところが、国際的な中間線、経済水域の中で、自分の目の前の海も守れない状況が、沖縄県に今起きているわけです。この県益をどう捉えるかという前提の議論が、説明もないです、頭越しですとずっと言いながら、一方では現実をただただ容認していくしかないような交渉に皆さんが立っているということが、本当に県として経済圏を県益として守ろうとする立場なのかということとは疑問です。こ



こは現状追認で流れてしまっているもので、協議の場も、やはりそれはそこまで押し戻すというところに立っていない感じがします。それは別に細かい説明が必要だということではないのです。ただ、基本的な考え方を聞きたかったというのが一つです。

それから日中漁業協定の見直しも皆さんは上げていますが、日中漁業協定の見直しについては、日中漁業協定を交渉する場があるのですか。

**○山城毅農林水産部長** 日中漁業委員会がありまして、8月9日に第14回の日中漁業委員会が開催されております。サンゴ礁の取り締まり強化についても要請をしておりましたので、そのときにそれを日本側から協議会の中で取り上げて、その中で決まったのが、サンゴ船を視認した場合に通報し、調査の上、再発防止に努める仕組みを導入するということを決めたということがありますので、それをしっかり県としては内容を見守っていこうということにしているところです。

**○仲村未央委員** その8月の日中漁業委員会の中で、県の意向に沿った見直しが諮られたということですか。

**○山城毅農林水産部長** サンゴ船の取り締まりについては、協議されたと見ております。

**○仲村未央委員** それから①の基本的な外務大臣書簡の破棄云々というものは、交渉の協議題として取り扱われているのか。北緯27度以南の明らかな無法地帯状態の解消。北緯27度の上と下でなぜこんなに違うのかということについて、そのものが国と国との間の交渉の議題になっているのか、なる向きもあるのか。そこはどうですか。

**○山城毅農林水産部長** 国に聞いたところ、今回については外務大臣書簡の撤廃という話は上げていなくて、今回はサンゴ船の取り締まりの強化について上げたと聞いております。

**○仲村未央委員** だからその方向とか、国が取り扱うような状況があるのですか。それはやらないということになっているのですか。皆さんと国の関係です。

**○山城毅農林水産部長** これについては国の内部で検討していると聞いており

ます。まだ協議会にのせているというわけではないです。

**○仲村未央委員** 日中の非常に大きな前提が日台にも影響を与えたと見るべきだろうと思うのです。ですので、日中の北緯27度線以南の無法状態といいますか、あからさまな差別をしっかりとなくしてほしいということも強力に、これは国と国との間の協議にのせていただくように、ぜひお願いいたします。

それと、もう一つ36ページのT P Pの新規陳情について、1点目に陳情処理方針の中で、T P Pの動向を踏まえながら、時期を逸しないよう必要な対策についてというのがあるのですが、この時期を逸しないということの具体的な意味と、必要な対策というものは何だと理解すればいいのか、お尋ねします。

**○山城毅農林水産部長** 今現在T P P交渉が行われており、関税の見直しについて、撤廃をどの程度するのかということが今盛んに2国間協議も含めてやられているわけですが、5品目等の聖域をしっかりと確保するということは衆参両院でも決議しておりますので、それをしっかりと守ってもらうということが、団体を含めて我々の一つのスタンスですので、それについて要請しているわけです。その動きの中で、どういう動きになるのか、それを守れるのか守れないのかというところで、そこを早目に情報を収集しながら、それを察知した中で行動を起こしていくと。団体としては決議されるまで撤退を辞さないというところはしっかりやると動いていますので、我々もそれに沿ってともに行動を起こしていくべきかと思っています。そのときにどういう対応をするかという件ですが、そこに国が参加をしないという、5品目に影響があるようであれば撤退をするような動きを一農業団体も行動を起こすはずなので、そこは一緒になって、農業団体と連携しながら取り組んでいこうかと考えております。

**○仲村未央委員** 必要な対策とか、時期を逸しないようにというのは、いつなのですか。いつ、何をするつもりですか。団体が動いたら団体と一緒に行動していこうかなということしか今受け取れなかったのですが、何をしたいこうとしていますか。県としての適切な対応は何だと思っていますか。

**○山城毅農林水産部長** 国にしっかりと要請していくということです。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○**崎山嗣幸委員** 先ほどの陳情第51号と関連して聞きますが、第2回目の、次の日台漁業委員会はいつ開かれる予定になっていますか。

○**山城毅農林水産部長** 日台漁業委員会の日程については、漁業者会合を踏まえた後に開催するという段取りになっています。漁業者会合を11月ごろをめどにしていますので、それを踏まえた後に開催されるものと見ております。

○**崎山嗣幸委員** めどはわからないということですか。

○**山城毅農林水産部長** 明確にいつというものではなく、漁業者会合を踏まえてですので、その結果を踏まえて日台漁業委員会を開催するという事になっています。その中で、我々は11月ごろというめどを立てていますので、その後以降ということまでしかわかっていません。

○**崎山嗣幸委員** 皆さんは県内の協議会設置を決めて、そこで日台漁業委員会に持ち込む議題の相談をして、1つ目には一部水域の撤廃—これは先ほどから話をしている久米西と八重山の三角形のところの撤廃、それから操業ルールの確立を求めているという事で話し合われたのですよね。話し合われて、11月いっぱいぐらいに合意をして、なぜこれを急いでいるかと一來年の4月から6月に向かってはマグロの産卵期で、好漁場であるこの水域で改めて操業が始まるから、またトラブルが起こるから、それまでには決着を図らないといけないということで皆さんは急いでいるわけでしょう。それをわかりませんではなく、そこを前提にやっているのであれば、日台漁業委員会はその前にやらないと意味がないのではないかとということで、めどはいつかと聞いたので、わかりませんではまずいのではないですか。

○**山城毅農林水産部長** 我々のところでも漁業者の意向を早目に集約して、漁業者同士の意見を早目に—11月ごろには開催して、早いうちに日台漁業委員会が開催できるように頑張っていきたいと思えます。

○**崎山嗣幸委員** 先ほども質疑があったのですが、日台漁業委員会の中に沖縄の漁民が3名、沖縄海区漁業調整委員会の事務局長が1名、台湾が6名で、日台漁業委員会で話されると言っていますが、この交渉の中で、皆さんが協議会の中で話された水域の見直し、撤廃、操業ルールを、この中で解決を図ることができると思っているのかということが、沖縄の漁業者と県庁の職員1

人が行って台湾側と交渉をして、日本政府もできなかったことをここでできるのかと聞いているのです。そこはどうですか。

○山城毅農林水産部長 日台漁業委員会の構成メンバーの中には、水産庁の次長が団長になって入っております。そこで交渉するときには団長が地元の漁業者の意向を聞いて、それを相手側と交渉するために水産庁の次長がおりますので、そういう意味では国がしっかりやっただけのものと思っています。

○崎山嗣幸委員 確認ですが、先ほどから出ている久米西と八重山の三角部分の水域の見直し、撤廃を図ることを求めていく方向で協議会で議論をしたという事は間違いはないですか。

○山城毅農林水産部長 前回行ったときにもその話をしています。

○崎山嗣幸委員 先ほどから言っているように、この水域が大きな争点なのです。漁民が言っているのは、この水域を守ってくれと。守ってくれということは締結の前から、何回も総理官邸、水産庁に沖縄の漁業者が行ってできなかったことなのです。皆さんは先ほどから日台漁業委員会で解決を図りますと言っていますが、今聞いたら水産庁の次長が来ますと。水産庁は、政府は、この水域の見直し、撤廃するということは決めていないでしょう。決めていない人がここに座って台湾側に言えるのですか。ただオブザーバーで座っているのですか、それとも本当に発言権があるのですか、政府は。先ほどから聞いていると、皆さんは政府にそういった見直しと台湾側との交渉を求めてまいりますと。しかし、政府は、先ほどから農林水産部長が答えているように、この水域の秩序を守ったということで、一定の評価をして、一步前進であると言っているわけですから。そして、この水域を政府、水産庁も見直そうという議論も、締結時やその後何かアクションがありましたかと。農林水産部長はそれはわからないと言ったでしょう。その後に政府が、その辺についてあるならば答えてください。水産庁の次長がいますと言いますが、いるということは、皆さんが言っている要望を受けて台湾側と交渉するのですか。しないでしょう。いい加減なことを言わないほうがいいですよ。どうですか。

○山城毅農林水産部長 日台漁業委員会の中で、水産庁の次長が団長ですから、沖縄側の漁業者の代表もいるわけですから、そこから沖縄側の主張をするわけですから。それを団長としてきちんと台湾側に申し入れしているという話は知って

いますので。

**○崎山嗣幸委員** 私が先ほどから聞いているのは、みんな議論しているから中身は余り言わないですが、漁民の陳情がありますね。皆さんの答弁がありますね。漁民の皆さんの意向は先ほど言ったように暫定執法線を撤廃しなさいとか言っています。その意見の中において、せめて久米西と八重山の好漁場の漁獲高が高いところについては見直し、撤廃をしてくださいと言っているわけです。完全撤廃ではなく、ここの一部だけでもいいから外してくださいということが沖縄の漁民の意見なのです。先ほど聞いたら、漁民の皆さんと一緒に農林水産部長は答えたのではないですか。私が言っているのは、であるならば、県庁の職員と漁民だけでは交渉力が弱いでしょうと、第2回目の日台漁業委員会の中で解決は図れないでしょうと言っているわけです。そしたら農林水産部長は水産庁の次長がいますと言うので、水産庁の次長はこの水域の見直し、撤廃と操業ルールについて、皆さんと一緒にの立場になって台湾側に言うということは、政府も水産庁も、この水域の撤廃と操業ルールは、見直しは一致しないと水産庁の職員は発言できないと思いますが、農林水産部長が言っている意味は、発言はしないで何と言うのかということが疑問なのです。参加する以上、この人は発言するのでしょうか。ただ議事録を書く人なのか、皆さんの記録をメモするだけなのか、水産庁の一政府を代表して沖縄の漁民、沖縄県の立場に立って発言するということなのかと聞いているのです。

**○山城毅農林水産部長** 日台漁業委員会の中で、水産庁次長が団長になっていますので、その中で集約している意見というものはまとめていますので、それを踏まえて水産庁も台湾側に沖縄県の意見を申し入れています。ただ、台湾側とそこで交渉するわけですから、お互いにせめぎ合いがあるわけですから、そういう中での発言はしていると。

**○上原章委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、水産庁の次長は沖縄側の意見を取りまとめた上で、政府として発言するののかとの質疑であるとの発言があった。)

**○上原章委員長** 再開いたします。  
山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 団長として交渉するというものですから、それを台湾側に、沖縄側の意向を踏まえて、団長として発言しているということです。

○上原章委員長 休憩いたします。

(休憩中に、政府は見直しの方針も決めていないのに、水産庁の次長が沖縄側の見直し要望について政府を代表して発言できるのかとの発言があった。)

○上原章委員長 再開いたします。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 水産庁の立場として、我々の申し入れをしていることは理解してもらっていると思っています。そこで、今言っている政府としてのトップの考え方で言っているのか、それとも日台漁業委員会の中で、当然団長ですから、我々委員もいるわけですから、そこで申し入れをしているということは知っていますが、それが委員のおっしゃっているような日本政府としての決定での話なのか、そこまでは我々も言えないのですが、事実として団長として言っていますので、そこはそういう取り組みをしていると理解しています。

○上原章委員長 休憩いたします。

(休憩中に、日台漁業委員会で話し合えるのは操業ルールについてだけではないか。政府が見直しの方針を決めていない中では、水域の見直しや撤廃についての話し合いはできないのではないか。水産庁の次長もそういう前提で臨んでいるのではないのかとの発言があった。)

○上原章委員長 再開いたします。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 日台漁業委員会の中で、水産庁の次長が団長で行くわけですが、確かに政府の中では取り決めを決めたばかりで見直しは非常に難しいという話をされていることは聞いています。我々が行くときにルールを決める中で、その水域をいかに確保するかという意味で、水産庁も団長として、そこは申し入れをしているという一見直しといえますか、水域をうまく操業ル

ールをつくる中で、そこをうまく確保していくという視点で取り組んでいるということです。

○**崎山嗣幸委員** 皆さんは県内の漁業者を入れて、協議会をつくって議論をして、漁業者の陳情も4件上がっているわけです。4件の回答の中で、できればこの協定は全部撤廃がいいのだが、台湾側と交渉するために、そういうわけにはいかないの、要求書をまとめるための努力をしているということが、この間の経緯ですよね。まとめたところが先ほどから言っている、両方の水域の撤廃と操業ルール—漁船の隻数や漁獲高や時期高について、漁民は2回目の交渉にのせてくれと。3月ぐらいまでにもやらないと、4月から6月の操業時期に間に合わないと。ここでトラブルが起こると。そういうことで始めているのでしょう。そうであれば、ここで言われている交渉は重いわけです。陳情者が求めているものに農林水産部長が答えているのは、2地域についてこういう声がありましたという程度の交渉という意味なのか、2回目の日台漁業委員会でやるときには皆さんの声を聞いて、2つの水域の撤廃、操業ルールというものはそこで求めていかないと、漁業者に対して背信行為になりますよ。淡い期待といますか、水産庁の団長もいるからと曖昧にすると—陳情者の意見は強いです。全廃は求めていないが、この水域はぜひかち取ってくれという集約でしょう。先ほどから曖昧なことを言って、ここはとても難所でしょう。難航しますよ。これをそう簡単に皆さんは言いますが、それぐらいの決意で臨まないといけないので、2回目の日台漁業委員会の中で解決が図れますかと言っているわけです。ここは操業ルールをつくるのがせめてものことではないかと思ったので聞いているのであって、水域の見直しまでを含めて求めていくわけです。そこは厳しいなら厳しいで、現実も含めてやらないといけないのではないかとやっているわけです。そこも含めて、この日台漁業委員会には無理がないですか。皆さんは無理ではないと、できますと言うならばそれでいいです。そうでなければ、政府と皆さんが話し合いをして、政府がそれでやりましょうと言って初めて、日本政府は台湾側に向かって、協定を結んだが大変な事態だから再交渉を望むということで2地域の見直しなり、一部撤廃をするかどうか段取りではないですか。これから皆さんは政府に向かってぜひ外してくださいということも含めて並行してやるような問題でしょう。私はそのように認識しているのですが、私の認識に誤りがあるのか、これから皆さんは漁業者の陳情と、皆さんの県が取り組むものと、政府に要請するものと、台湾側との問題を交通整理しないと、先ほどからごまかして、2回目の日台漁業委員会で解決するかのように見せたら、県が大きな責任を負うことになると思いますよ。いかがで

すか。

○山城毅農林水産部長 委員のおっしゃるとおり、見直しについて我々が要請したときに、取り決めをしたばかりなので、撤廃ということは今のところ非常に難しいということのはっきり政府もおっしゃっていました。ですが、我々の思いとして見直しというものはありますので、要請の中で継続して見直しは求めていきたいと思えます。ただ、委員のおっしゃるとおり、操業ルールは早目に決めないといけないので、今回の日台漁業委員会はどこから一中身を詰めることもお互いあると思えますので、どの方向からお互いが納得していくことができるかということを探らないといけないと思えます。そういう意味で操業ルールを先に委員会の中で提示しながらやっていくということになるかと思えます。

○崎山嗣幸委員 それは確かに先ほどから言っているように急ぐ問題ですよ、操業ルールは。それはそれで、2回目ですっきり決着をつけるのであればそれでいいです。では、1番目の水域の見直しは、2回目なのか3回目なのか、そこは皆さんの考えで、操業ルールは2回目で決着を図らないと間に合わない。それから今言っている水域の見直しは結構厳しいかもしれないなということ、政府との交渉をしながら皆さんが3回目で持ち出すのか2回目なのか、それはわからないが、それは先ほどから聞いている話であって、そこは段階的な問題なのか、曖昧にしないほうがいいのではないですか。

最後になりますが、2005年ですか、台湾の暫定執法線が引かれたのは。それから県内の漁業者が先島の北方漁場から撤退をして、南方方面に行って今減っているということでしたが、そこにおける漁獲高を本会議の中で聞いたのですが、随分減っていると。当時134隻とか、2500トン揚げていた水揚げ高が、今回は不明だと言っていますが、官房長官も水産庁も、漁獲高が減ったならば考えましようかと答えていますよね。この区域はトラブルによって操業自粛をして、いろいろな被害を受けて、そのことで撤廃を余儀なくされているので、漁場自体が奪われていったということがあって、また、今回は見事にといいですか、提供したということがあるので、この間の漁獲高の責任というものは、当時の水揚げ高があったところに回復すると。回復を前提に水揚げ高の補償をすることなのか、北方を追われて今はやっていないから補償はないという意味なのか、考え方はどうなのですか。

○山城毅農林水産部長 当時15億円あって、それからしばらくたって9億円と



過去の実績があるわけですが、そこにはそれだけの資源があるという中で、そこに沖縄の漁業者が入れないという場合には、それだけの資源が確保できないと考えております。

○崎山嗣幸委員 15億円の水揚げがあったのは何年度でしたか。

○山城毅農林水産部長 昭和52年です。平成21年に9億円です。

○崎山嗣幸委員 この15億円、9億円という水揚げ高から、今回は不明—推計できないと言っていたのですが、この水域は今回の日台漁業協定が締結されたことによって積算できないということなのか、あるいは、もし仮にこの協定を結ばなければ、15億円とも9億円とも水揚げしたときの操業をすることによって、ここを守ることができたのではないか。それを、沖縄の漁業者が台湾漁船の大型化によって、小さいものだから追われて南方のほうに行ってしまう、いなくなっている水域だから台湾側に上げてしまえということになったかもしれない。皆さん行政としては、やはりここは守ってあげるという立場があったのではないかということがあるので、私は15億円、9億円あったところに回復させようとするのが皆さんの務めではないかと言っているのです。この補償はその時期からのことを言っているのですかと聞いているのです。それとも漁業者がいらないからないものということでの補償で、ここには補償する水揚げ高がないと判断してのことなのかということなのです。

○山城毅農林水産部長 過去に15億円、あるいは9億円という実績があったものですから、沖縄側がそこできちんと操業しながら、水域を確保しながらやっておけばそれだけのものが確保できるのではないかという意味での、ここに行けなかった場合の被害額という捉え方になろうかと思えます。

○崎山嗣幸委員 私が聞いているのは、官房長官も政府側が、仮にこの協定を結ぶことによって、沖縄の漁民の漁獲高に影響が起こったら補償しましょうということを受けたと皆さんは言うものですから、この漁獲高が激減している実態をどう捉えて、補償させるという手だても考えているのですかと聞いているわけです。考えていなければ考えていないでいいですよ。そう言っているものですから、漁獲高に対する影響はないと捉えているのか、あるいはここでは台湾漁船がずっと占めていたのか—操業ルールもそうです。操業して台湾側になわなないと沖縄の漁民が撤退して自粛していくわけですから、ほとんどの共同

水域が台湾側が占めるものだから、皆さんはそれではまずいということで頑張っているわけでしょう。漁獲高が激減しているということは間違いないのではないですか。

○山城毅農林水産部長 国でも、例えば影響があって被害が出た場合、それについてはきちんとして、振興できるように支援をしますということだと思います。

○崎山嗣幸委員 この共同水域内で漁獲高が減った場合に、この分を補填しましょうということが水産庁の意見と理解してよろしいですか。今協定を結んだ共同水域がありますね。この水域で漁獲高が減ったら、その分は補償しましょうということが国の言い分ですか。

○山城毅農林水産部長 委員のおっしゃっているように、その水域の中で何らかの被害の影響が出た場合には、政府としてしっかり支援していきますという話はいただいています。

○崎山嗣幸委員 意見はいろいろありますが、15億円とか9億円も水揚げをした好漁場だったのではないのかと、今は不明と言われるぐらいになっているので、そこはやはり大きな問題でしょうと言いたかったのです。補償の問題は政府が言っているものですから、皆さんがどう考えているのかは、農林水産部長が答えた範囲で受けとめて終わります。

○上原章委員長 10分間休憩いたします。

休憩 午後 3 時09分

再開 午後 3 時22分

○上原章委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き審査を行います。

質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 今議論になっている日台漁業協定の問題ですが、日台漁業協定についてはみんな許せないということで怒っているわけですね。漁民の

意見も聞かない、県民の意見も聞かない。こういうことで日台漁業協定が締結されたということで、本当にこれでいいのかという怒りがあるわけです。ですから日台漁業協定そのものの抜本見直しは要求していかなくてはならないと思うのです。これについては外務省をもちろん動かさないといけないわけですから、国に対して基本姿勢をしっかりと踏まえた上でやっていかないとけないと思うので、知事がこの問題については先頭に立って国を動かしていくということをやっけていかなくてはいけないと思うのです。ですから、皆さん方の基本姿勢は大事なところですので、しっかりと抜本見直しをさせるために、皆さん方が知事を先頭にして国に再度働きかけていく決意が必要だと思うのですが、どうでしょうか。

○山城毅農林水産部長 合意がなされたときから、県としては遺憾だという抗議をすぐにやってまいりました。その後に見直しということでの要請もやっけてまいりましたし、基本線の見直しについては、しっかりと粘り強く要請をしてまいりたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 操業ルールについては、実際上日台間での話し合いをやっけていますが、これについても容易ではないと思うのです。そういう意味では皆さん方が強い姿勢のもとに、漁民の皆さん方の要望も受けて、漁民の皆さんももちろん参加するのですが、今の状況でいくと、操業ルールがない中では漁民の皆さんが漁に出ることができない、安全な操業ができないという状況が現場の事態としてあるわけですから、漁民の皆さんは危機的な状況にあるわけです。死活問題だと。これでは大変だということで、私も漁民の皆さん方の怒りの声を聞いておりますので、そういう意味では操業ルールの確立の問題についても、皆さん方が漁民の皆さん方の意を受けて、しっかりと操業ルールを確立させるという立場で臨んでいく必要があると思うのです。それについて、皆さんが責任を持って漁民の皆さん方の要求に沿ってやるという姿勢をお願いします。

○山城毅農林水産部長 漁業団体、漁業者、県を含めて協議会を立ち上げておりますので、各地域に分かれてそれぞれの意向を集約しております。それを我々が一緒になってしっかりとまとめて、それを国に訴えて交渉をしっかりと、沖縄の意向に沿うような形で頑張っていきたいと思っております。

○玉城ノブ子委員 あと1点、TPPの問題ですが、実際上国は守るべきものは守ると、5品目守ると言ってきたのですが、アメリカとの交渉の中では、5

品目を守る保障が全然かち取られていないという状況があるわけです。しかも秘密裏に交渉を進めるということがあり、今全国でT P P即時撤廃を求めよという大会も開いています。こういう状況でいくと、沖縄のサトウキビも壊滅しますよ。離島は崩壊するという事態になっていきますよ。皆さんはそういう危機的な状況だという上に立って、状況が推移していけば農業協同組合が大会を開いてやるでしょうではないですよ。今が大事なのです。今のこの時期に、皆さん方がT P P交渉を撤廃せよという要求の先頭に立ってやらないといけないと思うのですが、沖縄で県民大会を開くぐらいにならないとだめですよ。どうですか。

**○山城毅農林水産部長** 今の米国との2国間の交渉状況の中で、大変厳しい状況という報道もあります。我々としては団体を含めて、5品目等をしっかり確保していく。確保できなければ脱退も辞さないというところも要請しておりますので、それはしっかりと注視しながら、時期を逸しないように、団体とも連携をしながらしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

**○玉城ノブ子委員** この点については、私から見たらとてもものんびりしているような感じがしてならないのです。これがどんなに沖縄の農水産業に大きな打撃を与えることになるのか、経済そのものにも大きな影響を与えることになるということをしっかり皆さん方は押さえていかないと、全国では大会を開いているわけです。沖縄がそういう意味では先に撤廃を求める大会を開いていくべきだと思います。これについては知事にもそういう話をして、早急に撤退を求める取り組みをやっていただきたいということを再度お願いします。

**○山城毅農林水産部長** 時期を見ながら、注視しながら、やるべきときには動かないといけないということもありますので、団体あるいは知事、副知事とも調整をしながら、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

**○上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

**○座喜味一幸委員** 日台漁業協定の交渉の話については、大きく整理をしないといけないことがあり、待ったがきかないウミンチュを含めて、いかにして守っていくかという話、大きくは見直しを求めるという大きな動きがあると思うのです。1つははっきりと台湾との操業ルールがつくれる、つukれないという

目標を持って、どういう形でやればできるかというきれいなスケジュールを組まないと、誰がどこでいつまでにやるかということが見えない。何か心意気だけで、見直しをするのだとか、操業ルールをどうするのだと言っていますが、現場にいる人は待たがきかない。そういう意味での不安の払拭をしないといけない。国と台湾の動いたレベルで操業ルールをつくるという話ですが、それは現場でこれまでやってきた台湾とのいろいろなルールもあって、現場で解決できることもあるので、その辺をはっきり整理し直さないと、人ごとではないところまで来ていると思いますので、この辺をしっかりと、どの組織がどういう形でいつまでにという明確な形を早目につくってください。県でこの問題に集中的に取り組んでいる組織というものはあるのですか。どういう体制ですか。

**○山城毅農林水産部長** この前設立しました漁業団体との協議会の中に、県も入っていますが、そこにはマグロなどのいろいろな魚種を含めた漁業者が入っていますので、そこで我々も一緒になりながら、委員のおっしゃっているように現場の課題、問題を整理していこうとしていますので、それをしっかりと整理しながら、どういう攻めどころがあるのかということもしっかりとスケジュールを立ててやっていきたいと思います。

**○座喜味一幸委員** いずれにしても、県もしっかりと入って、ある程度主導を持って、ウミンチュを逆にサポートしていくぐらい、組織を含めて、一つの目標を持ってやっていただきたいと希望します。もう一点はそれと関連するのですが、今漁業水域が狭められていて、将来はどうなるのだと。しかも現実に事故が起きたと。案の定起きたという状況で、そういう意味では漁業者に対しては一漁業者は補償の話、生活の話飛び越えて非常に感情的になっていると思うのですが、それでも行政のレベルでやっておかないといけないことは、先ほど翁長委員からも話があったように、台湾の100トンクラスの漁船と、我々の19トンクラスの漁船の操業ルールをつくる中で、本当に漁業というものを振興していくために何が必要なのだとということを明確にする。それから先ほど出ていた、漁業が昭和三十四、五年あたりにはサンゴから魚物から貝殻類から、沖縄の相当な輸出のウエートを占めていた漁業が、平成21年には9億円レベルまで落ちている。それをもう一回漁業振興はどうあるべきかという方向性を持たないと、翁長委員が言った基金の話にしても、非常にカンフル剂的な基金になってしまう。こういう根本的な問題を抱えているということで、県は基金造成に当たっても、抜本的に漁業振興という大きな流れを明確につくらないと、非常に小さな形になってしまうということを提案しておきたいと思います。もう一

つは、当面、燃費も上がって、操業を狭められて、漁業者として経営が厳しい中で、県としてやれる手はないのか。例えば無利子の融資はないのか、貸付金はないのか。そういうものまである程度条件整備をしてあげないと、だんだんこれをきっかけにして漁業者が減っていく。まさに漁場が沖縄の海ではなくなるという状況になるので、その辺はどうするのか。将来基金をつくっていかなければならないという話と、当面の緊急の融資、貸し付け等、燃油高騰に対する支援等がとれるかという県の方針を聞かせてください。

○山城毅農林水産部長 今回の日台漁業取り決めの件もそうですが、やはり漁業振興という立場からすると、もっとやるべきことがあると思います。将来を見据えて、沖縄の漁業をどうするのかということをしかりとつくり上げていって、そこをうまくいかせるような仕組みに持っていきたいと、頑張っていきたいと思います。当面の燃油高騰の関係で、今回補正予算を組んでいますので、それをうまく活用しながら、何らかの形で漁業者の皆さんの元気が出るような取り組みをしかりと考えていきたいと思います。

○座喜味一幸委員 燃油高騰だけではなく、今言っている融資とかはできるはずですから、そういうものもあわせて、ぜひ措置をとっていただきたいと。それに関してはどうですか。前向きな決意を聞きたいです。

○山城毅農林水産部長 中身をもう少し検討しながら、今、無利子の話とか委員から提案がありましたので、どういう支援の仕方があるのか、内部でもしっかり検討していきたいと思います。

○座喜味一幸委員 最後に1点だけ、農林水産物の不利性解消事業が平成24年度途中から始まったのですが、各地域から品目の拡大の要望等、これは平成24年度の実績と方向性を勘案して考えていきますということになっていますが、平成24年度の実績と今後の枠拡大等を含めた方向性について聞かせてください。

○宜野座葵流通政策課長 平成24年度は71団体に、約12億4700万円の補助を実施したところです。その内訳としまして、花卉が約7億4100万円、野菜が約2億8700万円、それから水産物が約2億300万円、果樹等が約1億6000万円となっており、花卉で約6割を占めている状況になっております。

○座喜味一幸委員 拡大の方向性は。

○山城毅農林水産部長 品目の拡大についても、平成24年度の検証をしながら要請しているところで、温州ミカン、ハーブ、観葉植物などの12品目について、事務方で調整しているところです。

○座喜味一幸委員 これに関してはもう少し、生産拡大、将来の市場性等も含めて判断していかないといけないと思いますが、もう一つは、県の戦略品目外で、市町村が自分たちの自主的な予算でもって振興を図ろうとする品目等については、弾力的にしっかりと受けとめていただきたいと思います。その決意だけを聞いて終わります。

○山城毅農林水産部長 今12品目を国と協議しながら拡大に向けて頑張っていますので、それも踏まえて、各地域での重要品目の要望があれば、それもまた市町村と連携しながら国に要請していきたいと思えます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 日台漁業協定については、政府がこういう協定をして、苦勞しているのは県内ですよね。先ほどの質疑にもあるように、知事を先頭に、しっかりとどの部署でやるのかという窓口をはっきりしないと曖昧になる可能性がある。ここが一番これから行動するためには大事だと思うのですが、その辺はどう思いますか。

○山城毅農林水産部長 我々の農林水産部の中では水産課が窓口になって取り組んでいて、漁業団体も水産課でしっかり集約して、組織的にも協議会でまとめてやっていますので、それはしっかり支えていきたいと思えます。

○新垣哲司委員 今まで報告がないという政府。本当にある意味ではいいかげんな一説明がないことについてです。決まったからということで、その後もTPPを控えて、大変大事な時期に沖縄の漁民の皆さんが非常に苦勞している。しかも燃料高騰や、水揚げが少ないですよね。生活に苦勞している。夏場になれば台風も来る。そういう状況を政府は本当に真剣になって思っているのかと大変危惧するところがあるのですが、その辺は皆さんが陳情に行ってください

か。

○山城毅農林水産部長 我々も陳情に行くときに、漁業者の代表、組合長、現場の人と一緒に一知事、副知事と一緒に行くときには必ず現場の漁協長と一緒に連れて行って、要請の場で現場の状況も報告していただいています。そのときにはしっかりと聞いてもらっているという印象を受けてはおります。

○新垣哲司委員 陸の分と一農業の部分と水産の部分、大体でいいので年間の売り上げ。水揚げ。できれば会員も、いろいろな形の会員はどのぐらいいますか。

○新里勝也水産課長 水産業の生産額は、一番新しい平成23年度で140億円から150億円ぐらいの生産額になっております。人数については約4000名程度の漁業就業者数となっております。

○新垣哲司委員 農業はどうですか。

○山城毅農林水産部長 農業の場合は、最近総生産額が800億円と落ち込んだのですが、大体900億円から800億円の間の推移をしております。

○新垣哲司委員 そうしますと、相当の開きがあるわけですね。140億円と、800億から900億円。やはり水産業を営んでいる方は、それなりの差が出ているわけなのです。極端に考えても。そういう意味からこの日台漁業協定の中で、しかも地理的中間線を越えてくるという事態。事故も起こったと。そういう事態で、漁民の皆さんには大変な負担がかかっているわけなのです。こういう大変なことがあるのだということを、知事を先頭に説明して訴えることができないか、その辺はどうですか。

○山城毅農林水産部長 今回は大きな課題ですので、県としても水産業の振興というものは大きいと見ていますので、そういう意味では知事、副知事一緒になって、しっかり頑張っていきたいと思えます。

○新垣哲司委員 陳情第44号の処理方針の中で、漁業者が安心して操業できるようにということで、沖縄振興一括交付金を活用して、漁業無線等を整備をしていくという考え方がありますね。この漁業無線整備というものはどういうも



のですか。魚を調査するものですか。それとも相手が来た場合に連絡する無線なのですか。どういう無線ですか。

○新里勝也水産課長 漁業無線機については、その目的としまして、海の上と陸上とを結ぶ、操業の安全性を確保するための役割を果たしております。例えば事故が起こったときには、すぐに救助の連絡を海上保安庁や無線局を通して入れたり、あるいは陸上からの情報として、気象情報や米軍の訓練情報等を出して、安全に操業できるような体制を確保するための事業を、今沖縄振興一括交付金を活用してやらせていただいているところです。

○新垣哲司委員 ということは、操業しながら台湾船が来るとか、あるいは中国の漁船が来るというような、一つの守りですよね。これを払拭するためには、やはり問題になっている日台漁業協定を外す、もとに戻すと。それをどうするかということは、県は国に言うしかないのですよね。皆さんは訴えなくてはならないと思います。外国船の操業の調査等についても一緒だと思うのです。ある意味では領土を侵犯して、手を挙げて来るよという形ではいけないわけです。抜本的に日台漁業協定の見直しをどうするかと。

○山城毅農林水産部長 先ほど来ありますように、基本的に見直しについては国でしっかりやっていたかかないといけないと思います。県としては粘り強く、今後要請は続けていきたいと思っています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 陳情第104号の2の積み残しの問題について。石垣市では飛行場が開港されたのですが、パイナップルの積み残しが結構ありました。これは実態を調べて、特に開南という地区に行けば生産農家がたくさんいますので、相当不満がありましたので、来年は同じようなことがないように一飛行場は大きくなったが積み残しがあるということで、かなりのクレームが来ていましたので、調査して、来年度に備えてください。以上です。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 陳情第13号、第30号、第33号のヤンバル型森林業の推進に係りてですが、陳情と処理方針との整合性について聞きたいと思ひます。第30号に網羅されている一9項目提起されています。2に、新しい案の策定に当たり、議論のもととなる資料や議論の議事録を公開することとありますが、これは公開されていますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 ヤンバル型推進案について、議事録等については全てホームページ等で公開してあります。

○瑞慶覧功委員 科学的な影響調査も求めているのですが、そこら辺はどうなっていますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 環境団体の皆さんの要望等もあり、我々も平成22年度に伐採跡地の前と後の調査等については実施してあります。それから、我々が調査する以前の国のダム事務所や国道事務所で実施された調査についても、あわせて調査をしまして、可能な限り穴埋めをしようということて検討しているところてです。

○瑞慶覧功委員 6番目に、林業の生産性を明らかにすることとあるのですが、処理方針では、生産性については民間が実施する収益を目的とした経済活動であり、補助金は投入されておられませんとありますが、そういう話ではないのではないですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 ここで書いてあります、補助金は投入されておられませんということについては、基本的に民間が収益を目的として実際に収穫、伐採をするということて、補助金等がない中で実施をしているということてです。ということて、生産性としては、民間がペイできなければ実施しませんということて趣旨のことを表現するために、あえて補助金等は投入されておられませんということてを表現として出しているところてです。

○瑞慶覧功委員 何かそこで提起されていることと処理方針がかみ合っていないような気がします。これは後でまた個別に聞きます。

世界遺産の暫定リストに載って、今後登録に向けてはどのように予定されていますか。

○多良間一弘自然保護課班長 暫定リストが国からユネスコに提示され、現在、科学委員会が設置されており、その中で具体的に範囲が絞り込まれるということで、今それが検討されている途中になっております。今後は、その範囲が絞り込まれた後、ユネスコからIUCNへ調査の委託がされ、そのIUCNからの調査結果を受けて、指定に向けての判断がなされる形になります。

○瑞慶覧功委員 来年の4月にまた機構改革といたしますか、組織編成が変わってきますよね。そういう中で、これから大事な時期を迎えると思いますが、どのようなになってきますか。

○多良間一弘自然保護課班長 組織がどうなるかということは、まだわからないところですが、自然保護課が世界自然遺産登録に向けては窓口となって、国と連携して取り組んでいく形になります。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部の陳情に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、商工労働部関係の陳情平成24年第113号外7件の審査を行います。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

小嶺淳商工労働部長。

○小嶺淳商工労働部長 それでは、商工労働部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

お手元に配付しております、経済労働委員会陳情に関する説明資料をお開きいただき、目次をごらんください。

商工労働部関係は、継続陳情が7件、新規陳情が1件となっております。

継続陳情7件のうち、5件につきましては、前議会における処理方針と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

それでは、まず、処理方針に変更のありました継続陳情2件について、御説明いたします。

修正のある箇所は下線により表示しております。

説明資料の1ページをお開きください。

陳情平成24年第113号四国電力伊方発電所3号機の再稼働反対を求める意見書の提出に関する陳情に係る修正箇所について、御説明いたします。

四国電力伊方発電所3号機については、平成25年7月8日に新規制基準に基づく再稼働申請が行われたことから、その旨、追記、修正しているものであります。

続きまして、説明資料の3ページをお開きください。

陳情平成24年第114号関西電力大飯発電所3・4号機の再稼働撤廃を求める意見書の提出に関する陳情に係る修正箇所について、御説明いたします。

修正箇所は4ページとなっておりますので、4ページをお開きください。

関西電力大飯発電所3・4号機については、平成25年7月8日に新規制基準に基づく再稼働申請が行われております。

その後、3号機については、平成25年9月2日、4号機が同年9月15日から定期検査のため運転停止したことから、その旨、追記、修正しているものであります。

以上が、前議会から処理方針に変更のありました継続陳情でございます。

次に、新規の陳情について御説明いたします。

資料の13ページをお開きください。

陳情第104号の2美ぎ島美しゃ（先島）圏域の振興発展に関する陳情について、御説明いたします。

陳情者美ぎ島美しゃ市町村会会長宮古島市長下地敏彦外4名、陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

物づくり産業の基盤強化と育成については、全県共通の課題であります。現在、国際物流拠点産業集積地域うるま地区の一角にサポーター産業集積促進ゾーンを設定し、県内外の技術を持った企業を集積させることで、技術の県内化と企業間連携を促し、県内の物づくり基盤技術の高度化に取り組んでいるところです。

こうした取り組みをもとに、今後、県内各地域とどのような連携が可能か、効果的な実施体制のあり方も含めて検討していきたいと考えています。

以上が、商工労働部関係の陳情に係る処理方針であります。  
御審査の程、よろしく申し上げます。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 陳情平成24年第158号、中城湾港の振興に関する陳情ですが、四、五年電気料の訴えがあったのですね。いろいろと沖縄電力株式会社と調整もされたでしょうし、この答弁がずっと一これは新規でやられている陳情なので、それもこの委員会の中では継続になっているのです。スマートグリッド化をすればどうかという話があるのですが、余りにも遅いのではないかと。この5年間に逃げた企業はたくさんあるわけですよ。その辺をどう思いますか。

○小嶺淳商工労働部長 おっしゃるとおり、従前から電気料金は一つのネックだったのは事実です。また、同じような答えをずっとしてきたと思うのですが、どうしても電気料金については電気事業法で経済産業大臣に許可を得て、総括原価主義でやるということはあるのですが、実は昨今、非常に皮肉な話なのですが、つい先ほど最新の数字を沖縄電力株式会社から聞いたのですが、あるカテゴリーによっては沖縄電力株式会社より高いところが4カ所出てきたりしているのです。例の原子力発電の絡みなのですが。例えば家庭用が8位とか、業務用のあるカテゴリーについては6位とか。これは生データをもらって我々が加工して数字をつくったのですが、そういう意味では皮肉な話です。相対的に他県の電力が高い状態も出てきているということがあります。では具体的に県として何をするかということで、先ほどお話のあったスマートグリッドとか、再生可能エネルギーとか、基礎的な調査を我々は今年度やっています、本格的には次年度に、方法論を含めて、どこが主体になってやるかということを含めて、もっと深い調査をして、できれば平成27年度には事業主体もいろいろなバリエーションがありますので、方法論も含めて、何らかの多様な形で安くなる方法を本格的に検討したいと思っております。

○玉城満委員 今のように、新港地区も国際物流拠点産業集積地域—国際物流特区もそうですが、港湾は土木建築部ですよね。中の部分は商工労働部が見ているわけですよね。向こうを1つとして捉えて、土木建築部と商工労働部、それにどこか加わるのかわからないですが、いろいろな管轄が一本化していないことも一つあるのです。向こうの協議会から、中核組織をつくるべきではないかという話をしているのです。そのことに関してはどうですか。

○小嶺淳商工労働部長 連絡会議のようなものは我々も土木建築部も参加をして、意見交換をいろいろとやっているつもりなのですが、協議会から直接意向を聞いて検討したいと思いますので、直接話を聞いてみます。

○玉城満委員 近々要請に来るかと思しますので、そのときはしっかり対応していただいて、できるだけあの地域をもう少し盛り上げるようなしなげづくりを、これからもやっていただきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲村未央委員。

○仲村未央委員 同じ陳情で、今の物流拠点の機能の中で、保税倉庫などは必要なのですか。物流センター的な設置。そこは要望とか、認識として今の集積地域に保税倉庫や展示機能を有するようなセンターの設置というものは、皆さんの中では必要と認識されていますか。

○小嶺淳商工労働部長 これまでの陳情では、それはないようですが、今後その陳情が出てくるようですので、話を聞いてからいろいろ考えたいと思います。

○仲村未央委員 陳情ももちろんあるかもしれませんが、その前に県として必要性を持っていらっしゃるのですかということです。県の方針といいますか、今の現状として、その必要性についてどのように考えますか。

○小嶺淳商工労働部長 我々が必要性を感じる時は、企業から要望があるときに感じるわけです。そういう意味では、具体的に企業から要望があれば検討したいと思っています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 陳情第147号について、ひっかけ質問になりますが、海上輸送の部分で、物流センターの計画がありますね。あれの運用については皆さんとかかわりがありますか。

○小嶺淳商工労働部長 制度も含めて、国際物流特区というものは我々が所管していますので、かかわりはありますが、整備そのものは土木建築部が進めているということです。

○翁長政俊委員 整備ではなく、海上物流の支援のための総合物流センターの必要性は、ハードをつくるということよりも、今の沖縄県における物流コストをいかに下げて、さらに消費者のサービスのニーズに答えていくかということは非常に大きな課題です。今県内の物流業者はそれぞれの会社で倉庫を構えたり、さらには配送センターを持っていますが、今計画されているものの基本構想が出てきました。補正予算で70億円程度の物流センターを建設し、沖縄の物流コストをより円滑化させるという目標のもとでこれを整備しようとしているのですが、整備のあり方について、ハードでつくるという部分はおいておいて、いかにして沖縄の物流コストを下げていくか。これについてはどういう形で対応していくか考えていますか。なぜかというと、沖縄県は離島県であるがゆえに、非常に物流コストが高いと言われていています。これがひいては購買意欲を下げ、さらには消費者に負担がかかってくるということが言われておりますので、沖縄県はもちろんそうですが、離島を含めてそういう状況になっているのです。ですから、具体的に言えば横持ちを下げていくこと。さらには交通体系をきちんと整備することによって、海上貨物の低減につながっていくということが物流センターを整備するコンセプトになっているはずなのです。これはどのように皆さんのところでは考えておりますか。

○玉城恒美国際物流推進課長 ハードについては土木建築部、那覇港管理組合で計画を進めているところです。委員のおっしゃったソフトの部分、海上物流についてどう考えていくかということは、御指摘のとおり沖縄県としては大きな課題です。幸い4年前から全日本空輸株式会社が来て、飛行機のほうは国際貨物物流ということで大きく伸びてきておりますが、ぜひそれを海にも応用していきたいということを考えており、今年度事業でも調査費という項目で予算を計上しております。その中で海上物流のコストを低減していくということを

検討しているところです。県としても大きな課題だと認識し、何とかそこを解決していきたいと考えています。

**○翁長政俊委員** 物流コストの建設においては、構想の段階で1期、2期、3期工事がある、1期分で約70億円、配送センターをつくらうとしているのですが、この中で予算の措置がどうなっていくかまだはつきりはしませんが、基本構想ができ上がっていくと、それに予算がついて建設という形になっていくでしょうが、ここで皆さん方が議論されているのが、県内物流と国際物流—今、那覇港湾は国際物流を扱うハブ港構想もあったりして、非常に大きい構想のもとで進んでいるわけです。しかしながら、それが遅々として前に進んでいかないということで、本当にこの物流センターが必要かどうかという議論も出てきて、ただ県内貨物に目を当ててみると、何としても物流センターは必要なのです。ややもすると、この中に国際物流も入れるということですから、どうも費用対効果—BバイCの問題が出てくるということになるでしょうが、ここはきちんと皆さんのところで論拠づけをして、県内物流に関して、ここに寄与するという一つの大きなテーマをつくって、これを前に進めるという認識は持っていますか。

**○玉城恒美国際物流推進課長** 今委員御指摘の課題について、県としても認識していて、それをどうやって解決していくかということ、今まさに調査を入れて検討しているところです。

**○翁長政俊委員** 私が聞く範囲の中では、どうもこの整備について財政的な問題も含めて二の足を踏んでいるということも聞いております。二の足を踏む理由が何かというと、国際物流が本当に受け入れられるかという議論が底辺にあると聞いているのです。私どもが今考えているのは、先ほどから言っているように県内物流に焦点を絞ってやるべき話であって、2期、3期という話になると国際物流も視野に入れていいと思うのです。ただ、1期目のものについては県内物流をいかに効率化して物流コストを安くしていったって、小売りを含めて業者や消費者にかなり低廉なコストを提供していくという、大きな沖縄県内の経済の一つのテーマでもあるわけです。そこは特に商工労働部でしっかりと理論づけをして、予算当局ときちんと話をしていって、ここを前に進めるという強い意思が必要だろうと思うのです。今後基本構想ができ上がっていくと、絶対に財政的な問題で壁にぶち当たると見えていますから、そこは商工労働部長どうですか。強い意思を持って県内物流を活性化していく大きなテーマに当たって



いくという決意はありますか。

○小嶺淳商工労働部長 正直に言って、これまで空は商工労働部、港は土木建築部という形でやってきたことがあります。おっしゃるようなことを踏まえて、土木建築部と協議をしたいと思います。実は今年度中に一今は商工労働部に商業担当の班がないのです。それで多分11月になるとと思いますが、国際物流推進課に商業担当、流通も含めて班をつくって、おっしゃったようなことを含めて検討したいと思っております。

○翁長政俊委員 今言われるように、全日本空輸株式会社がエアーの部分で入ってきましたから、国際物流が割と円滑化して貨物量もふえてきて、どうも向こうにシフトして、向こうに目が行きがちなのです。しかし、沖縄に入ってくる物流の、県民生活という意味においては95%以上が海上物流なのです。ここにきちんと目を当てていかないと、沖縄の物流コストは全く安くないわけです。エアーも大事ですが、シーの部分においてもこういうしっかりとした理論を持ってやってほしいということと、このエリアが国際物流特区に位置づけられていますよね。将来は那覇軍港の返還、さらに小禄にある自衛隊基地の移転も視野に入れて、ここの全体を国際物流特区のエリアの中に入れて、ここに新しい沖縄の産業の集積地のようなものができ上がっていけば、空と海が目の前にあって、かなり大きな構想のもとで、アジアに向けて沖縄が自立していくための一つのコアになる地域だと思っているのです。そういうことが10年後、15年後、25年後には実現できるような形の構想を商工労働部に持っていたきたいと思っているのです。どうですか、商工労働部長。こういう構想のもとに一少レウイングを広げ過ぎているかもしれませんが、そういう構想が必要だと思っているのです。これについてコメントはありますか。

○小嶺淳商工労働部長 頭の中にはありますが、いろいろ基地の問題とか返還の問題とかありますので、一生懸命それも含めて研究したいと思います。

○翁長政俊委員 総合物流センターができ上がっていくと、当然その運営の問題も出てきて、公設民営という形がよりベターだろうと思っているのですが、ぜひそういった方向も含めて、総合物流センターが具体的に動いていくようにしっかりと頑張っていたきたいということを申し述べて終わります。

○上原章委員長 ほかに質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○上原章委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。  
休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の方法などについて協議)

○上原章委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。  
まず、乙第7号議案沖縄県文化芸術振興条例を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第7号議案は原案のとおり可決されました。  
次に、陳情等の採決を行います。  
陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○上原章委員長 再開いたします。

お諮りいたします。  
陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、本委員会所管事務調査事項「農林水産業について」に係る「台湾漁船衝突事故について」、議員提出議案として意見書を提出することについてを議題に追加することについて協議を行い、議題に追加することで意見の一致を見た。)

○上原章委員長 再開いたします。

「台湾漁船衝突事項について」、議員提出議案として意見書を提出することについては、休憩中に御協議いたしましたとおりの議題に追加し、直ちに協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

「台湾漁船衝突事故に係る日台漁業取り決め及び日中漁業協定に関する意見書」を議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書の提出等について協議した結果、意見書を提出すること、意見書の要請項目に「沖縄水産業振興基金(仮称)」の設置を求めることを追加すること、提案者は本委員会の全委員とし本委員会に所属していない沖縄社会大衆党及び無所属の議員にも呼びかけること、提案理由説明者は委員長とすること、要請方法は文書送付とすること及び本意見書の趣旨の変更を伴わない字句の修正等については委員長に一任することについて意見の一致を見た。)

○上原章委員長 再開いたします。

議員提出議案としての「台湾漁船衝突事故に係る日台漁業取り決め及び日中漁業協定に関する意見書」の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情30件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、閉会中継続審査及び調査事件となった「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」の審査日程についてを議題に追加することについて協議を行い、議題に追加することで意見の一致を見た。)

○上原章委員長 再開いたします。

閉会中継続審査及び調査事件となりました「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」の審査日程については、休憩中に御協議いたしましたとおり議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

審査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、審査日程について協議した結果、別紙審査日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○上原章委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

審査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次回は、10月16日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 上原 章